

松 山 大 学 論 集
第 22 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 1 0 年 6 月 発 行

弁護士の誕生とその背景(6)

—— 明治時代中期の激化事件と免許代言人の入獄事件 ——

谷 正 之

弁護士の誕生とその背景(6)

—— 明治時代中期の激化事件と免許代言人の入獄事件 ——

谷 正 之

序

- 一 続発する激化事件
 - 1 群馬事件
 - 2 秩父事件
 - 3 名古屋事件
 - 4 飯田事件
 - 5 静岡事件
 - 二 免許代言人の入獄事件
 - 1 星亨の入獄事件
 - 2 大井憲太郎の入獄事件
 - 3 司法権独立の動き
 - 4 モリソン商会・馬場大石事件
- 結び

序

前稿では、明治時代中期の福島・高田・加波山事件における民権家・免許代言人の活躍を取扱ったが、これらの事件のほかにも、自由民権運動にかかわる激化事件が続発した。免許代言人は、これら続発する激化事件の刑事弁護に活躍したが、自ら国事犯事件に係わり逮捕されて刑事裁判を受け入獄する事件が起きた。本稿はこれら事件の内容と自由党の免許代言人が藩閥政府を相手に苦闘する姿を明らかにする。

一 続発する激化事件

1 群馬事件

明治17(1884)年5月、群馬事件が起きた。群馬県は、自由民権運動の盛んな土地柄で、特に高崎には、明治12(1879)年4月、高崎藩の士族宮部襄・長坂八郎らが創設した政治結社「有信社」が勢力を誇っていた。宮部が社長、長坂が副社長で、数百名の社員がおり政談演説会を開催するなど盛んに自由民権運動を行っていた。

明治13(1880)年に全国的な国会開設請願運動が起こり、有信社の社員たちは、東奔西走し群馬県下を隈なく遊説して1万6,000人余りの署名を集め、長坂八郎・斎藤壬生雄・新井毫・木呂子退藏らが上京して太政官に国会開設請願書を提出した。

明治14(1881)年10月には、板垣退助・中島信行・谷重喜ら土佐の立志社の錚々たるメンバーを迎え、高崎の大信寺で聴衆1,000余名を集める大演説会を開催し氣勢を挙げた。同年10月、板垣を総理とする自由党が創立されると、宮部は自由党中央の有力メンバーとして東京本部寧静館の幹事に就任し、地元には群馬自由党が結成され活発な活動を展開した。このような状況の中で「群馬事件」が起きたのである。関戸覚藏『東陲民権史』・手塚豊『自由民権裁判の研究(上)』等の文献によれば、事件の概要は、次のとおりである。

群馬自由党の小林安兵衛(本名日比遜、丹波人)・湯浅理平(群馬人)・清水永三郎(同)・三浦桃之助(本名井上、茨木人)らは、明治17(1884)年4月、政談大演説会を光明院に開催し、会場には竹槍の端に「代天誅逆賊」、「志士仁人有殺身以成仁」など大書した筵旗を押し立て多数の聴衆を集め、自由党本部から宮部襄・杉田定一らが来会して演説し、同党員照山峻二もアジるような演説をした。この集会に続いて下仁田町菅原村でも演説会を催し、聴衆に大きな感動を与え自由党に加入を願う者が多数現れた。住民は口を開けば、みな自由民権を唱え、立憲政治を論じていた。

明治17(1884)年4月、小林・三浦・清水ら若い自由党員は、政府が中山道鉄道架設工事の完成を祝うため、来る5月に開通式を行うことを知り、専制政府の転覆という「我党多年の宿望を果たす時が来た」と雀躍し、開通式に臨む政府高官を襲撃し、更に高崎鎮台分営を襲い、その後、沼田城址に拠って大義を天下に知らせるといふ計画を立てた。小林を総長・三浦を副総長として党員・農民・博徒らが連携し総勢50人余りを集め、開通式を窺い各要所に分散待機させた。

ところが、予定の5月になっても開通式は行われず、次々に延期された。小林・三浦・湯浅らは会合し、多数人を待機させているが、開通式がいつになるか分からない。どうすべきか。口角沫を飛ばして激論した末、各所に分散待機させている同志を何ら用いるところなく徒に散帰させると、彼らは欺瞞したといて、今後わが党を信じなくなる。それは避けるべきだ。この際断然決起して革命の旗を挙げるべきだという結論に達した。

そこで、同年5月15日、50人程度を妙義山麓陣場ヶ原に集め、先鋒・中隊・後隊の三隊に分け、刀・竹槍・棍棒などをもって出発し、北甘楽郡上丹生村で生産会社を営む岡部為作が高利貸で小民を苦しめていると断じ、同月16日午前2時、岡部宅に殺到して門扉墙壁を打ち壊し邸内に乱入した。そして、家人を悉く連れ去ったうえ、放火して住宅倉庫を全焼させた。その後、彼らは松井田警察分署に殺到しこれを襲撃した。署員は慌てふためき一斉に逃げ去った。そのほかにも湯浅理平が役場の官金を持出した事件、佐藤織治が公文書を偽造し二重に抵当を入れて金を騙し取った事件、神宮茂十郎・町田鶴五郎が裏切った博徒藤田錠吉を殺害した事件、三浦桃之助が追われていた神宮茂十郎を蔵匿した事件、小林・湯浅・三浦・上原・深沢らが豪家大河原泰助を襲い強盗をした事件、その他の強盗未遂事件、宮坂初次が逮捕に来た松井田分署の巡査に短刀を振り回して傷害した事件など関係人が相次いで個別の事件を起こした。彼らは当初計画した高崎鎮台分営を襲撃するまでには至らなかった。これら一連の事件を「群馬事件」という。事件関係者は相次いで逮捕された。

司法省は、本件を国事犯ではなく常事犯として扱うよう検察官に内訓し、検察官は兇徒聚集罪・強盗放火殺人事件として小林安兵衛ら46名を起訴し、前橋重罪裁判所もまた常事犯として裁判を行った。裁判所は、小林・湯浅を暴動の首魁とし、小林に有期徒刑13年、湯浅に有期徒刑12年、三浦桃之助・上原亀吉に軽懲役7年、神宮茂十郎・田村七五郎に重禁錮2年6月を言渡した。

被告人らに対する判決文¹⁾には、弁護人が弁論した記述はあるが、名前は表示されていない。群馬事件の資料は少なく、裁判の模様を知ることができない。おそらく地元群馬県の免許代言人が中心になり、東京及び近県の免許代言人の応援を得て弁護に当たったのではないかと思われる。小林・湯浅は、北海道の集治監で服役し、三浦は前橋監獄で服役した。小林・三浦は、明治26(1893)年4月出獄した。小林は東京で実業家となり、三浦は本名井上に復し故郷に帰って子供たちの教育に当たった。湯浅は北海道の集治監に在監中、逃走を企てたため最後の放免となった。

明治13(1880)年ころ、群馬県の巡査をしていた照山俊三は、有信社の自由党员となり長坂八郎の輩下になったが、常に過激なことを言いながら難事に当たっては回避して応じないなど、その挙動に不審なところがあり、党员の間で探偵であるとの風評があった。自由党员新井愧三郎は、探偵暗殺計画を立て、同党の若手村上泰治に照山の殺害を依頼した。村上はこれを引受け、明治17(1884)年4月17日、群馬県下日野沢村の村上の自宅に照山を誘って留め、そこへ同党の岩井丑五郎・南関三がかねて打ち合わせていたように訪ねて来て4人は酒宴を張った。その後、岩井と南が照山を外に誘い出し、夜11時ころ、杉の峠という山中で、岩井が彼を背後から拳銃で撃ち、南が仕込み杖で激しく頭部を切りつけて殺害した²⁾

1) 判決文は関戸(1903)190頁以下、手塚(上)(1982)285頁以下に収録されている。手塚は関戸の『東隣民権史』の判決文中の妙義山陣場ヶ原集結の状況について、一部脚色があると指摘し(282頁)、また、井上(1994)は、有罪判決を受けた者は42名であるから、同民権史が参加者総数3,000人というのは誇張であると指摘している(44頁)。

2) 関戸(1903)208頁、井上(1994)42頁、浅見(1990)10頁以下

新井は、この件について事前に自由党本部の宮部襄の賛意を得、長坂八郎の同意も得ていたから、宮部・長坂は、村上らによる探偵照山峻三殺害の教唆犯に問われた。岩井・南は浦和重罪裁判所で有期徒刑12年に処せられ、村上は行為当時未成年であったことから、明治20(1887)年、無期徒刑の判決を受け、同年6月上告したが、浦和の獄中で結核により死亡した。宮部・長坂・新井は、間接の教唆にすぎず法律上罪とならないとの理由で予審免訴となった³⁾。

2 秩父事件

埼玉県秩父地方は、養蚕業・製糸業・織物業の盛んなところであったが、松方デフレ政策と世界的不況により、明治15(1882)年ころ、養蚕生糸織物の価格が暴落し、秩父地方は深刻な不況に見舞われた。

農民は土方・日雇・山林労働をし、木の実を拾い、田圃の田螺をとり、麦屑や豆腐の残滓を嚼って糊口を凌いでいた。彼らは生活に窮し高利貸しから借金を重ね、返済ができないと苛酷な取立てを受けて家財を失った。地租は固定され貨幣納付であったから、生産物が暴落すると滞納する。滞納すると強制執行を受け、農民は大事な土地を失った。農民は我らの苦しみは、政府の政策が悪いからだと考え、強い不満を抱くようになった。

秩父地方の農民は、山中でしばしば会合し、高利貸しに対し支払猶予と長期の分割払いを求めること、警察署にこのことを陳情し高利貸しを説諭してもらうことなど相談を繰り返しているうちに参加者が増えていった。農民はその後相談の結果を実行に移し、多くの高利貸しと交渉を重ねたが悉く拒絶され、警察も当事者間の問題として取上げようとしなかった。窮地に陥った秩父の農民は、博徒や一部自由党员らと相談し、明治17(1884)年10月、秩父困民党(総理田代栄助・副総理加藤織平)を結成した。困民党は農民の窮状を打破する方策を検討したが、高利貸しの態度は硬く、逆に高利貸しは取立ての訴えを裁判

3) 井上(1994)43頁、浅見(1990)11頁

所に起こす始末で、警察署も農民の陳情を取上げようとしない。村費減少を役場に請願しても認められず、八方塞がり⁴⁾で急激に不満が高まっていった。「此上策の施すべき途なければ、無余儀次第に付き、高利貸しの家破壊し、或は放火し⁴⁾」、差入れてある証書類を奪い、破棄滅失させて強制執行を阻止するほかないと考えるに至った。

不満を持つ農民千数百人が、秩父吉田村の^{むく}椋神社に銃・槍・刀を持って集まり、大隊長・副大隊長・会計長・軍用金集方・兵糧方など困民軍を組織した。総理の田代栄助は、困民軍を銃・槍・刀の三隊に分け、実力行使に出るに当たり「高利貸営業者に対しては、貸金の半額を放棄し、余は年賦に圧服せしめ、之を承諾せざるときは、直ちに家屋を破壊し、証書を掠奪し、其最も苛酷にして人家稠密せざる者はこれを焼燬すべきである⁵⁾」⁵⁾と言い、高利貸しが貸金の半額を放棄し、年賦返済を認めた場合は、家屋を破壊しないように指示した。

困民軍は、まず怨念の高利貸しの征伐を始めた。次に減税を求めても応じなかった政府の手先郡役場を襲い、山中の集会を妨害し高利貸し説論の陳情を無視し追い返した警察署を襲撃し、高利貸しに左袒し負債農民の財産差押えを命じた裁判所を襲撃して、これら役所にあった証書類を焼き捨て占拠した。

政府はこれに驚愕し、軍隊まで出動させて鎮圧にかかったが、困民軍の闘いは10日間に及んだ。これが「秩父事件」である⁶⁾。落合寅市・高岸善吉ら自由党員も参加したが、蜂起の主体はあくまで農民であり、参加者総数は1万人ともいわれ、大宮郷（秩父市）の役場・警察署・裁判所など公的機関のすべてを占拠する大規模な反乱であった。

農民の当初の目的は、高利貸しに対する返済猶予年賦払いであったが、運動が進むに従い政治意識が高まり自ら自由党を名乗り、政府に雑種税減税を請願

4) 浅見 (1990) 76 頁

5) 浅見 (1990) 108 頁

6) 秩父事件については、井上幸治「完本秩父事件」(1994)、浅見好夫「秩父事件史」(1990)が詳しい。いずれも秩父出身者の著書である。我妻ほか「秩父事件」(1969)、春田国雄「裁かれる日々」(1985)も有益である。

し、村費減少を役場に請願、県に学校費節約のため3か年休校を要求するようになった。農民に参加を呼び掛ける者は「恐れながら天朝様に敵対するから加勢しろ」というものであったし、刀や竹槍をかついだ農民が「官に抗敵する積りなり」と言っていたように反政府意識を強く持っていた。この事件の特徴は、士族ではなく、平民の民権運動であったことである。参加した農民の数、軍律まで定めた統一された軍隊組織、占拠した役所数、支配地域の広さなど空前のもので、激化事件の中で最大規模のものであった。

軍隊・警察によって鎮圧逮捕された者の多くは、取調べの警察官にいきなり棍棒で2・3回殴りつけられた後、取調べを受けるという官の惨酷な仕返しと取調官のいうとおりに答えるまで殴打し裸で木に吊るす拷問を加えた⁷⁾

熊谷裁判所に所属する免許代言人は少なかったから、明治15年1月9日の太政官布告第1号により、裁判所所属の代言人がいない場所では、当分弁護人を用いなくても刑の言渡は有効としていたので、多くの者が弁護人抜きで裁判で刑の言渡しを受けた。

この事件で指導的な役割を果たした被告人たちの弁護人も不足していた。免許代言人の守屋此助は改進黨員で熊谷で代言業務を行っていたから、被告人らの弁護を引受けた。免許代言人大岡育造は、かつて埼玉県で学校教員をしていた関係もあって、被告人の弁護を引受けた。大岡も改進黨員であったから、東京から改進黨系の免許代言人らが、自費で応援に駆けつけた。高梨哲四郎・小川三千三・斎藤孝治・山中道正・小暮親三・菰田庄助・高木弥太郎らである⁸⁾。彼らは無料で弁護を引受けた。新聞はこのときのことを次のように報じた。

総理田代栄助、副総理加藤織平を首め、数人の巨魁を公判せらるゝに当り、弁護して其権利を全うせしめむとて、代言人高梨哲四郎・大岡育造の諸氏は、無料にて彼等の弁護を引受けむと、熊谷駅へ出張されしかば、彼等の親族は之を聞き込み、早速同

7) 春田 (1985) 99頁

8) 春田 (1985) 115頁

氏等の出張先きなる同地の旅人宿清水藤左衛門方に至り、面会の上弁護の事を依頼せしに、同氏等は頓に承諾せられたるより、親族は大に喜び、其旨入監人へ夫れ夫れ親書を以て通知したりと云ふ⁹⁾(朝野新聞)。

無償弁護を引受けた彼らは、どういう経歴を有する人物なのであろうか。明治時代に発行された各種『代言人評判記¹⁰⁾』によれば、次のとおりである。

【守屋此助】

守屋は、文久元(1861)年、岡山県備中国小田郡で生まれた。明治13(1880)年に芸州広島の講法館に入り法学を学んだ後、翌14年司法省法学校・東京法学校に入り苦学精励した。明治17(1884)年の春、代言人試験に合格し免許を得て、埼玉県熊谷で代言業務に従事した。彼は熱心な改進黨員であった。秩父事件が起こり、熊谷裁判所で浦和重罪裁判所が開かれることになり、官私選被告人8名の弁護を一人で担当した。埼玉に縁のある改進黨の大岡育造や同党の高梨哲一郎らが応援に駆け付けた。明治22(1889)年、大隈外相による条約改正案が明らかになるや猛烈な反対運動が起きたが、守屋は断行すべきことを論じ、東海・北陸・東山の諸県を遊説して廻った。彼はのち岡山県選出の衆議院議員として8期務め(うち1期は東京府選出)活躍した。

【大岡育造】

大岡は、山口県長門国豊浦に生まれ、安政2(1855)年、長崎で2年間医学・ドイツ語を学んだ。上京した後、埼玉県の学校教員となった。彼は埼玉県令白根多助の学校に関する布達の見解に異議を抱き、県内教員の利害に関する問題であったから、県令を相手に訴訟を起こし東京上等裁判所に係属中に仲裁人が両者の仲裁に入って解決した。彼はこのときの経験で、法律を知ることの大切さを身をもって知った。そこで、教員を辞めて講法学舎や司法省法学校に入り、熱心に法律学を学んだ。明治13(1880)年、代言人試験に合格して免許

9) 浅見(1990)295頁, 春田(1985)117頁

10) 町田岩次郎編『東京代言人列傳』(明治14年), 足立重吉『代言人評判記』(明治16年), 原口令成編『高名代言人列傳』(明治19年), 日下南山子編『日本弁護士高評伝』(明治24年)などがある。

を得た。しばらく共立学校の幹事をし、同志と輿論社を創立して「東京輿論新誌」に政治評論や論文を発表していた。その後、嚶鳴社に入り政談演説会で自由民権の熱弁を振るい、会場拍手ヒヤヒヤの喝采を受けた。彼は政治思想に富み、政治演説に巧みで角田真平・高梨哲四郎の2人を合わせて三傑といわれ雄弁家の評価を得た。明治13(1880)年5月13日、司法省は「改正代言人規則」を制定し(司法省甲第1号布達)、免許代言人は地方裁判所ごとに代言人組合を設立することになった。東京代言人組合を設立するに当たり、司法省付属代言人星亨・日賀田種太郎は半官半民であるから別種の代言人であり、この組合に入れるべきではないという議論が沸騰したとき、大岡はこれに賛成し司法省付属代言人排除の議論を盛り上げてその議決を成立させた。検事が司法省付属代言人も組合に入れて規則を作るように命じたから、その排除はできなかったが、大岡はこの時の説得力ある議論をして多くの注目を浴びた。

東京代言人組合は、明治14(1881)年6月、東京日日新聞が代言人を誹謗する社説を掲載したとして、東京日日新聞社社長福地源一郎を被告とし、名誉回復請求訴訟を起こした¹¹⁾ 組合は免許代言人の星亨・高橋一勝を原告に指定した。高梨は当初出訴委員をしていたが、これを脱して被告日報社長の代理人となった。他の免許代言人は、これを非難し臨時議会で彼を告訴すべきであるとの議案が提出されたとき、大岡育造は、日報社長が代言人の必要を感じて高梨に依頼したのは、代言人不要論を述べた社説を取消したのと同様であり、高梨を咎めるべきではない。日報社を敵視し誰も引受けようとしない非常の場合に、社会の需要に応じた高梨こそ見識をもち節義を守る者で、定見なく廉恥の心なしと断定することこそ見識の狭いものであると主張し、高梨の行為を擁護した¹²⁾ 議会は多数決をもって告訴すべしと議決し彼を告訴したが、告訴状は却下された。

11) この名誉回復請求訴訟については、松山大学論集第21巻第2号(2009)拙稿273頁以下で取り上げた。

12) 免許代言人大岡育造については、町田編(1881)1頁以下、原口編(1886)109頁、足立(1883)22頁以下、日下編(1891)33頁以下

大岡は、明治18(1885)年に南足立郡より選出されて府会議員となった。大隈重信の改進黨に入り、積極的に政談演説を行った。明治23(1890)年7月、山口県第三区より選出されて衆議院議員となり13期に渡り活躍した。

【高梨哲四郎】

高梨は、安政3(1856)年2月、武蔵国江戸に生まれた。明治5(1872)年大蔵省翻訳局に入ったが、1年余で辞して大島貞敏の設立した遵義舎で法律学を学び、明治9(1876)年代言人試験に合格し免許を得て代言業務に従事した。明治13(1880)年5月、代言人組合を結成するにあたり、皆川四郎が司法省付属代理人は半官半民で純粹の代言人ではない、彼らと組合を立て議会をつくることはできないと主張したとき、高梨は直ちにこれに賛成し司法省付属代理人を組合に入れるべきでないという流れをつくった。検事は付属代理人を入れて組合を作るよう指示したが、特別の代言人の存在が混乱を生ずる原因になったことから、司法省は翌14年に付属代理人を廃止した。司法省付属代理人排除の議論が大きく影響したのである。

明治14(1881)年3月14日、東京日日新聞が「健訟の弊風を矯正すべし」という社説を載せた。東京代言人組合の人々は大いに憤り、高梨哲四郎・志摩萬次郎らは、東京日報社を相手に訴訟を起こすべきであると主唱し、高梨・中島又五郎・皆川四郎・高橋一勝・高橋寛三・星亨・植木綱次郎らが出訴委員となり、同年6月1日、東京代言人組合が、東京日日新聞社社長福地源一郎を被告とし、名誉回復請求訴訟を起こした。高梨は出訴委員をしていたが、これを脱する書面を提出したうえで、被告日報社長の代理人となった。

高梨は、他の免許代言人らに批難されながら、名誉回復請求事件で、敢えて被告の日報社社長福地のために代理人を務めた(のち角田真平も加わった)。

被告は、自分の立場を主張し擁護してくれる代言人の必要性を十分知ることとなり、社説は三百代言者流の訴訟に従事する者、すなわち、もぐり代言人・三百代言を指したもので、公正な免許代言人を讒毀したのではないと釈明し仲裁に積極的に応じた。

明治15(1882)年4月、立憲改進黨が結成されると高梨はこれに参加し、演説討論に活躍し雄弁で世に知られた。高梨はのち東京府選出の衆議院議員となり7期務め、第1議会における法典論争では商法延期論に反対し、速やかに商法を実施すべきであると主張し断行派に属した。彼は長髪で「両肩を没し一双眼光炯々として巖下の雷の如く威儀堂々として古武士の風格あり¹³⁾」と評された。彼はジャーナリスト沼間守一の弟である。

【小川三千三】

小川は、文久3(1863)年2月、日本橋馬喰町に生まれ、明治8(1875)年東京外国語学校に入り語学を修め、同13(1880)年に東京法学校に入学しフランス法を学んだ。同17(1884)年8月、代言人試験に合格して免許を得、翌年から代言業務に従事した。秩父事件のほかに、大阪事件の館野芳之助の上告弁護人や、静岡事件の清水鋼義外数名の弁護を行った。彼は小柄であったが、眉目俊秀で威儀を備え愛嬌があった。その演説は抑揚があつて間を置くことに巧みで喜怒哀楽に富み、聞く者を飽きさせることがなかった。生粋の江戸っ子で、義理人情に通じる粋士であり、人に愛される性格であつた¹⁴⁾。

【斎藤孝治】

斎藤は、安政3(1856)年2月、江戸で生まれ、明治10(1877)年の西南戦争に警察隊の一員として九州に出動し戦いが終わって除隊し、講法学舎に入り法律学を学んだ。明治13(1880)年に明治法律学校が設立されるや第一期生として入学し優秀な成績で卒業した後、評議員・幹事として創立者宮城浩藏・岸本辰雄・矢代操らを補佐して学校の発展に尽力した。明治15(1882)年に代言人試験に合格し、免許を得て代言業務に従事していたところ、秩父事件が起き大岡・高梨らとともに被告人らの弁護のために馳せ参じた¹⁵⁾。

13) 高梨哲四郎については、町田編(1881)43頁以下、原口編(1886)73頁以下、足立(1891)17頁以下、日下編(1891)63頁以下

14) 小川三千三については、日下編(1891)51頁以下

15) 斎藤孝治については、日下編(1891)165頁以下

【山中道正】

山中は、広島県安芸国の出で、明治9（1876）年に上京した。郷里よりの学資が乏しく学校に入っても長続きせず、東京大学の法律文庫や東京書籍館で法律を研究し、明治11（1878）年、代言人試験に合格し免許を得た。明治13（1880）年ころから代言業務を開始し、秩父事件では、自費で浦和に出張し、被告人らの弁護を無償で引受けた。

明治14（1881）年以降政党運動が盛んになり、政党に加入を勧める者が少なくなかったが、山中は名簿を作るだけの政党は長続きしないと断り、党派に属せずまた小節に拘らず広い度量をもって人に接した。彼は平生騎馬や撃剣を好んだ¹⁶⁾

大岡育造は、総理田代栄助の弁護を引受け、高梨哲四郎は、副総理加藤織平・会計長宮川津盛の弁護を引受けた。小川三千三は、小隊長高岸善吉の弁護を、山中道正は、大隊長新井周三郎・伝令使坂本宗作の弁護を引受けた。地元の守屋此助は、官私選被告人8名の弁護を一人で担当した。斎藤孝治・小暮親三・菰田庄助・高木弥太郎らも、それぞれ多くの被告人らを弁護した。

総理の田代栄助（51歳）は、農耕養蚕に従事していたが、人々の争いを調停・仲裁し、窮民を救い侠客として地域に名を知られていた。副総理の加藤織平（36歳）は、中農で質屋業を営んでいたが、地域の親分として多くの子分をもっていた。

秩父事件を同情的に報道したのは、「改進黨新聞」、「朝野新聞」、「郵便報知新聞」、「東京横浜毎日新聞」など改進黨系の新聞であった。改進黨系の免許代言人が弁護活動を行ったからであろう。

ところで、この事件では自由党系の免許代言人の名前は出てこないし、「自由新聞」の記事も国事犯ではなく賊徒扱いをした¹⁷⁾これはなぜであろうか。士族中心の自由党主流派は政権をとることにのみ力を入れ、下層農民を救済す

16) 山中道正については、原口編（1886）1頁以下

17) 春田（1985）115頁

る視点が弱かったこと、競争関係にあった改進黨系の免許代言人が弁護を引き受けたことなどが影響しているのではないかと思う。

浦和重罪裁判所は、この事件を兇徒聚集罪及び強盗殺人放火罪の常事犯として扱い、田代栄助・加藤織平・高岸善吉・新井周三郎ら指導者に対し、死刑の判決を言渡した¹⁸⁾。この裁判については、公判傍聴記等の資料が乏しく、法廷における検察官・弁護人・裁判官との生々しいやりとりを知ることができない。この事件の附和随行者数千名は、浦和軽罪裁判所熊谷支庁で罰金や科料に処せられた。

田代栄助・加藤織平の2人は、大審院に上告した。裁判長は荒木判事・専任は川口判事・陪席は武久・伊東・奥山の各判事、検察官は加納検事、上告人田代栄助の弁護人は大岡育造で、加藤織平の弁護人は高梨哲四郎であった。傍聴人は30余名あった。両弁護人が上告の趣旨を述べ、検事と弁論を戦わせて一日で終結した。その後、大審院は上告棄却の判決を言渡した。田代・加藤は、更に哀訴の申立をしたが、これも棄却された。

浦和重罪裁判所は、逃亡して行方が分からなかった次の者に、有罪の欠席判決をした。

参謀長菊池寛平と会計長井上伝藏はいずれも死刑、大隊長飯塚森藏は重懲役11年、大隊長落合寅市は重懲役10年であった。

信州佐久の自由党員菊池寛平は、軍律を起草し憲兵隊との銃撃戦を指揮した。本隊が解体した後、坂本宗作とともに信州に逃れたが、明治19(1886)年11月、強盗教唆容疑で、甲府で逮捕され公判中の明治22(1889)年2月、憲法発布による大赦で死刑は減じられ、強盗の方で無期徒刑となり、北海道の十勝監獄に収容されていたが、明治30(1897)年1月、皇太后大喪で減刑され、明治38(1905)年2月に出獄し、故郷の人たちに迎えられた¹⁹⁾。

井上伝藏は、旧家の生まれで村会議員を務め、秩父自由党の幹事であった。

18) 我妻ほか(1969)82頁以下に田代栄助・加藤織平・高岸善吉の判決文が収録されている。

19) 浅見(1990)284頁以下、井上(1994)148頁

大宮郷まで進撃したが、本隊解散後、実家の土蔵に隠れていた。明治20(1887)年ころ密かに北海道に渡り、名前を伊藤房次郎と変えて、石狩町・北見地方で農業などに従事しながら35年間過ごした。彼は、大正7(1918)年6月23日、札幌で死ぬ直前に枕元に妻子を呼び寄せ、自分は秩父事件の井上伝藏であることを告げた。彼は過去のことを一切語らなかったため、家族も近所の者も彼が秩父事件にかかわる重要人物であることを知らず、その驚きは一方ならぬものであった²⁰⁾

大隊長を務めた飯塚森藏は、本隊解散後、一時九州に逃れ、その後愛媛県の八幡浜に渡りこの地で暮らした²¹⁾。落合寅市も大隊長であったが、愛媛県の銅山に逃れていた。その後、刑死した同志にすまないと考え、明治18(1885)年9月、大井憲太郎を訪ねて大阪事件に参加し、軍資金強奪容疑で同年10月下旬で逮捕され入獄したが、明治22(1889)年の憲法発布の大赦で出獄した。彼はその後、プロテスタントの救世軍に入って伝道に従事し、秩父事件の顕彰に奔走した²²⁾

この事件の震源地は秩父であることから、浦和重罪裁判所で裁判を受けた者が一番多かったが、事件が飛び火した群馬では前橋重罪裁判所が取扱い、信州に波及したものについては長野重罪裁判所が裁判を行った。

3 名古屋事件

明治13(1880)年ころの愛知県の民権勢力は、三河方面(内藤魯一)・田原方面(村松愛藏)・名古屋方面(祖父江道雄)に三分されていたが、名古屋地方に自由民権思想を普及させ、文武の講習を行うため、有志らで「公道協会」を設けて青年の入会を奨励していた。

明治16(1883)年春、名古屋地方の政談演説会に、自由党の指導者の一人

20) 佐々木(1992)175頁、井上(1994)46頁、191頁、254頁、我妻ほか(1969)77頁

21) 浅見(1990)297頁

22) 浅見(1990)297頁、我妻ほか(1969)77頁

で免許代言人の星亨が来て、政府の行為を批判し暗に変革の時期は熟したという演説を行い、聴衆を発奮させ民権家らに非常時の決心を固めさせた。同年12月以降、大島渚・富田勤兵衛・鈴木松五郎・萩野浅五郎・傍鳥象藏・鬼島貫一らは、国事改良のためには軍資金が必要であるが、別に金策の道もなく、国事改良がなったときに相応の救済をすることとし、取りあえず今は金のある所へ行き取って来て軍資金を積み立てるほかないと決し、頻繁に豪家に押し入り強盗を働き軍資金を稼ぐようになった²³⁾

明治17(1884)年7月ころ、民権家奥宮健之が名古屋に立ち寄った。田岡嶺雲『明治叛臣傳』、関戸覚藏『東陲民権史』によれば²⁴⁾奥宮は土佐出身の自由党员で、東京方面で盛んに政談演説を行い、東北地方にも遊説していたが、集会条例違反で石川島監獄に投獄され、警察署に東京での演説禁止を命じられた。そこで、彼は講師に転じ、日本橋の自由亭という寄席で自由講談という名目で清仏戦争などを講じていたが、元来熱血民権家であるから、話はいつの間にか政談の方に飛んで、張扇を太刀のように振るい得意の政府攻撃をした。久松町の警察に呼ばれ、裁判所で1月半の軽禁錮に処せられた。満期出獄して今度は露骨な政府攻撃は避け、フランス革命や経国美談などを講じていたが、人気沸騰し寄席は每晚大入り満員で、その勢いに乗じてまたしても政府攻撃をし、講談を禁止されてしまった。

政談演説も講談も禁止されてしまったので、今度は、東京馬車鉄道の開業により失業した人力車夫300余名を集めてデモを指導し、好評を得たので引続き計画を立てていた。ある夜、彼は酒を飲んで大声で詩吟を遣っていたところ、巡査に注意されたが、一向に止めることなく、反対に巡査を苛めにかかったところ、呼子を鳴らされ憲兵が駆けつけて逮捕され浅草警察署に勾引された。裁判所で4月半の軽禁錮に処せられ、石川島監獄に入獄した。出獄した後、彼は東京で演説・講談を禁止されているため、やむなく東京を出たが、自分をこの

23) 長谷川(1977)169頁以下

24) 名古屋事件については、田岡(1909)143以下、関戸(1903)577頁以下

ような目に遭わせた政府に対し憤懣やるかたなく、いずれ事を起こしてやろうと考え、自分と行動を共にできるのは、九州健児あるのみと九州に向かい、静岡・浜松などで講談をしながら、西下中に名古屋に立ち寄ったのであった。それが名古屋の民権家の火に油を注ぐ結果となった。

奥宮は、名古屋に知友の自由党员塚原九輪吉がいたので、公道協会に留まり生徒に英語などを教えた。そのうち名古屋地方の自由党指導者祖父江道雄・岡田利勝らと会飲し、時事を論じ政府の専断に悲憤慷慨してやまなかった。滞在中、特に細部のことに至るまで相談するようになったのは、祖父江・岡田・塚原・久野幸太郎らであった。彼らは度々会合を重ねるうちに、政府転覆のために挙兵することを謀議するようになった。軍資金を作り、名古屋鎮台の兵を手なづけ、自由党の蜂起を待つて専制政府を顛覆するというものであった²⁵⁾

久野はのち警察の取調べで、自分が強盗を行ったのは、私欲に出たものではなく、現日本政府を転覆することを目的とし、腕力、すなわち、挙兵の軍資金とするためやむを得ず、わが本意としない盗罪を犯したもので、一度人民を虐げても事が成った後は応分の恤を与えれば敢えて恥ずべきことではないと考え、遂に盗意を惹き起こした。目下わが国の形勢をみるに、国権は振るわず、外交不完全条約の改正は遅々として進まず、政府が人民を虐げること甚だしく、年々歳々新法の出るに従い課税の種類を増し税額を重くし、不納者があれば家財を公売処分にし仮借するところがない。新聞條例・集会條例等厳則あつて、民権を束縛すること甚だしいものがある。

これらの原因は、人民に参政権を与えず、独り有司の専断によるため、一日も早く国会を開設することを望んでいるが、その期限は既に聖勅が出ているにもかかわらず、目下の状況は黙過するに忍びず、これを改良すると図れば、廟堂の状況は普通一片の穩当手段では事行われないと考え、ここに奮然起つて腕力、すなわち、兵力に訴えてわが不良と認めた政府に抵抗し法律を求めんと

25) 田岡 (1909) 154-155 頁

の考え起こしたのである²⁶⁾と述べ、政府を転覆するための行動であったことを明らかにした。

明治17(1884)年8月11日、大島・富田・鈴木・萩野・奥宮・塚原・佐藤金次郎・中条勘助・種村鎌吉・青沼伝次郎・鈴木桂太郎の11名が、山中に集まり密議をした後、雨の中薄暮に豪農宅に押入ろうとしたが、高塀で既に門は閉められていたので、断念し他日を期すことにした。深夜3・4人ずつ3組に分かれ、少し離れて名古屋に帰る途中、平田橋に差しかかったところ、強雨中、箕笠姿の巡查3名が前方から近づいて来て、彼らの挙動を怪しみ誰何した。これまでの強盗がばれると思った大島・富田・鈴木松五郎らは、抜刀して猛然と切りつけ巡查2名を殺害し、他の1人は逃走した²⁷⁾。

塚原は細工物に長けていたので、軍資金とするため贋札を作った。久野は強盗をして贋札作りの費用を調達した。大島・富田・鈴木らは、長草村戸長役場に国税が徴収されていることを知り、押入って官金を奪った。

軍資金を得るため、彼らが豪家に対して行った強盗・強盗傷害・強盗未遂・殺人事件は、明治16(1883)年12月から同19年8月まで2年8カ月の間に55件に及んだ²⁸⁾。巡查を殺害した平田橋事件を含むこれら一連の事件を「名古屋事件」という。

事件は警察署に強盗傷害容疑で逮捕された皆川源左衛門の自供から、政府転覆を図るため軍資金集めの強盗を行っていたことが発覚し、大島・富田・鈴木・奥宮ら多くの者が、次々に各地で逮捕された。

名古屋軽罪裁判所の予審は、本件を名古屋重罪裁判所に送ることを言渡した。

明治20(1887)年2月4日、名古屋重罪裁判所の公判が始まった。裁判官は、裁判長松田道夫・陪席評定官山田愨・由比武三郎で、検察官は岡田豊であった。

26) 手塚(中)(1982)55頁

27) 長谷川(1977)202頁、田岡(1909)157頁は殺害したのは3人で、逃走したのは1人だったとする。

28) 長谷川(1977)170頁、手塚(中)(1982)58頁

被告人29名の弁護に当たった愛知の免許代理人は、美濃部貞亮・佐藤義彦・中島元・千賀金次郎・伊東旭・有賀武雄・太田鉄吉・吉村明道・高木徂徠・馬淵与喜・国島博・福岡祐次郎・角淵定・鈴木重固・大橋貞恭であった²⁹⁾

公判は傍聴が禁止されたため、新聞報道も一切なされておらず、公判廷における弁護人と検察官の攻防の様子は、残念ながら不明である。

名古屋重罪裁判所は、本件を国事犯ではなく常事犯として扱い、富田勤兵衛・大島渚・鈴木松五郎に対し、罪を免れるための故殺罪により死刑、奥宮健之・鈴木桂太郎・青沼伝次郎は単純故殺で無期徒刑、種村鎌吉・佐藤金次郎は強盗傷害で無期徒刑、山内藤一郎・久野幸太郎・塚原九輪吉は2人以上凶器強盗で有期徒刑15年、山内徳三郎・寺西住之助は有期徒刑13年、その余の者は12年の有期徒刑、10年・9年の重懲役、8年の軽懲役、2年の重禁錮の判決を言渡した³⁰⁾

死刑になった富田・大島・鈴木を除き、判決は検察官の求刑より大幅に減刑された者が多かった。種村鎌吉・佐藤金次郎は、強盗殺人容疑で死刑の求刑であったが、強盗傷害として無期徒刑、山内藤一郎も強盗殺人容疑で死刑の求刑であったが、2人以上凶器強盗で有期徒刑15年となり、岡田利勝・祖父江道雄は、強盗教唆容疑であったがいずれも無罪、加藤米三郎は、2人以上凶器強盗容疑であったがこれも無罪となった。その余の者も求刑より減刑されている。免許代理人による弁護活動が始まって5年経過し、弁護技術が向上しその成果が表れたこと、裁判所が事実認定と法の適用を厳密に行うようになったことによるものと思われる。

大島・鈴木松五郎・皆川は、名古屋重罪裁判所の判決を不服として大審院に上告したが、棄却された。奥宮・久野・塚原らは、明治22(1889)年の秋、北海道の樺戸集治監で服役していたが、板垣・片岡・林らの運動や衆議院における請願採択により、明治29(1896)年7月、特赦により出獄することがで

29) 手塚(中)(1982)67頁

30) 手塚(中)(1982)103頁以下

きた。

4 飯田事件

明治17(1884)年12月、愛知県田原方面の自由党村松愛蔵・八木重治・川澄徳次らが、長野県下に数百人を擁する自由民権結社「愛国正理社」の桜井平吉らと謀り、同志多数を募って挙兵し名古屋鎮台を襲撃して名古屋監獄を解放し、金沢の分営を破り、この機に天下の変が起きるのを待とうとした。村松は三河の同志を集め、八木は名古屋鎮台に在営しており鎮台内の志気ある者と密かに通じ、彼の同志は頗る多く鎮台を葬る方策をたて、川澄は信州に入り桜井と打合せて志士の糾合を図ろうと奔走していたところ、これら同志糾合の動きを警察に察知されて発覚し、愛知・長野双方で関係者20数名が逮捕されるという「飯田事件」が起きた。

飯田事件には、長文の檄文がある³¹⁾。薩長藩閥政府は征韓論を葬り、人民の意思を表す民選議院設立の建白や国会開設の請願を斥けて公議輿論を抵排し、新聞紙條例・讒謗律・集会條例等により人民の言論出版集会の三大自由を抑圧し、人民に酷税を課して取立て、地租の減税請願を無視し建白には馬耳東風で、政商に無利息或いは低利に貸付け、警察や兵を養い人民の弾圧に利用していると激しく非難した。

新聞紙條例・讒謗律・集会條例等により、人民の言論出版集会に対する政府の弾圧を厳しく非難している箇所は、次のとおりである。

夫れ今日の政府は明治六年を以て藩閥有司專政たることを顕はして以来、益々威福を擅はしいまにせんと欲し、随て天下の議論を忌憚きたんし、八年に新聞紙條例及び讒謗律を設けて、強く人口を箝制けんせいし、十六年四月十六日布告を以て益々其法を厳猛にし、国内結社社会の事漸く行はれ、政談演説少く盛んなるを見るや輒ち集会條例を頒布して之を遏抑あつよくし、其罰を設くこと亦甚だ酷矣。夫れ此新聞紙條例集会條例の如きは、実に天下人民の集会結社言論の三大自由を抑制するの最も大なるものにして、天下萬人舌根を抜去るにことならざるなり。天下萬人を嚙啞すなわと為らしむるにことならざる

31) 関戸(1903)562頁、田岡(1909)113頁以下に檄文全文が掲載されている。

なり。天下萬人を死人たらしむるに異ならざるなり。

檄文はこのように述べ、更に政府に従属している裁判所を次のように鋭く批判した。

大審院の如きに至りては門に其標を打掲する爾、^に其実は即ち司法卿に隸し、而して司法卿は即ち内閣に隸し、内閣自ら動かして^{すなわ}輒ち司法権を左右す。是れ其例たる^{もと}固より尠なしと為さず。

大審院は司法卿に隸属し、司法卿は内閣に隸属し、内閣は司法権を左右していると非難し、その例として、立志社の林包明が裁判を受けたとき、内務卿が司法卿に対し、次のとおり裁判所に内訓するよう求めていたことを暴露し、裁判所の独立が保たれていないことを明らかにした。

高知県士族林包明儀、去月十五日群馬県下前橋本町料理店止宿の節、巡查に対し侮辱を加へたる事件既に告訴に及び、現今東京軽罪裁判所に移し審判中に有之に就き、別紙の通り該縣より申出の趣有之候。抑も警察官吏たる者、常に人寄飲食店其他の場所を巡察し、旅店宿泊人を観察し、或は時宜に依り宿泊人に直接詰問を為す等の事は其職務を執行するものとす。然るに本件林包明が所為は全く刑法第三百十九条及び百四十一条³²⁾を犯したるものと思考候條、充分事實審明相当の所断有之度、右等は将来警察権力に関する儀に付き、予め該裁判所へ御内訓相成候様、此段及御照会候也。

明治十五年九月廿日

内務卿山田顕義代理

大藏卿 松方正義

司法卿 大木喬任 殿

嗚呼裁判権の独立せざるもの其れ此の如し。今日固より刑法治罪法のあるあり。法律に正條なき者は、何等の行為と雖も之を罰するを得ず。而して政府の憎む所牽強其罪に断じ、附会其律に擬し、怒れば罪あり。喜べば賞あり。憎みて之を罰せんとす。証と為らざるあるも、以て証とするに足れりとし、愛して之を護せんとす。証の明かなる者を以て証とするに足らずとす。則ち法律に正條なき者を罰せずと云うものも亦畢竟泡沫耳。

民権家・自由党员らは、政府の影響を強く受けている当時の裁判所の実体をこのように見抜いていたのである。

32) 刑法第139條は、官吏の職務執行を暴行脅迫をもって抗拒する罪、同第141條は、官吏の職務に対し侮辱する罪である。

本件騒動は、愛知県から始まり信州飯田地方に大きく波及し、逮捕者の予審は松本軽罪裁判所で行い、次いで飯田重罪裁判所に送り、そこで裁判をしたことから、「飯田事件」と呼ばれる。

内乱陰謀と犯人蔵匿事件であったが、飯田重罪裁判所は常事犯として裁判を行い、被告人村松愛蔵に軽禁獄7年、八木重治・川澄徳次に軽禁獄5年、桜井平吉に軽禁獄3年6月、その他事件関与の度合いにより江川甚太郎に軽禁獄1年6月、中島助四郎（名古屋鎮台在営）に軽禁獄1年の判決を言渡した。証拠不十分で免訴となった者も少なくなかった。村松愛蔵は、のち衆議院議員になって活躍し4期務めた。

5 静岡事件

(1) 静岡の自由民権運動

明治15（1882）年当時から静岡の自由民権運動は、年々隆盛に赴き、静岡の岳南自由党・浜松の遠陽自由党が勢力を著しく拡大した。高田事件により石川島監獄に収監されていた赤井景韶が脱獄し、自由民権運動の盛んな静岡にその庇護を求めて逃げて来たほどであった。

静岡の岳南自由党は、鈴木音高・前島豊太郎・湊省太郎・藪重雄らが、盛んに自由民権運動を行い、東京にもその名を知られる存在であった。浜松の遠陽自由党は、中野次郎三郎・山田八十太郎・沢田寧・鈴木貫之らが、活発な民権運動を展開していた。

(2) 箱根離宮落成式襲撃計画

明治19（1886）年6月、岳南・遠陽の両自由党が手を結び、圧政政府の転覆と箱根離宮落成式に出席する政府要人に爆弾を投擲して暗殺する計画を立て、静岡県内で頻々と強盗を行い、秘密の共有による同志の結束と軍資金の確保に走り、手製の爆弾を製造実験して成功し、各自が綿で包んだ爆弾を弁当箱に詰めて持ち歩き、密かに箱根の山に入り暗殺計画を実行に移そうとした。と

ころが、仲間であるはずの小勝俊吉が探偵で、彼が警視庁へ密告したため事が発覚し、両自由党員らが相次いで逮捕されてしまった。岳南自由党に属する者の大半は、東京に逃れたがそこで逮捕され、静岡に留まっていた者は同地で逮捕され、勾引された者は総勢百数十名に達した。これが「静岡事件」である。自由民権家らが行った最後の国事犯事件であった。

新聞はかくも多数の自由党員や関係者が続々勾引されるのを見ると、通常の刑事に關係する犯罪ではなく、国事に関する勾引と想像されると大々的に報じた。

(3) 東京重罪裁判所の裁判

静岡事件の予審を担当したのは、東京軽罪裁判所であった³³⁾。予判事関田^{そう}紗^{さく}作は、鈴木音高・中野次郎三郎ら26名を、国事犯としてではなく強盗罪の常事犯として東京重罪裁判所³⁴⁾に移すことを決定した。事件に無関係として予審に送られなかった者は釈放され、その他の被疑者は予審で免訴放免された。

重罪裁判所に廻された鈴木音高・大畑常兵衛ら被告人の一部が異議申立をしたが、東京軽罪裁判所会議局は、鈴木・大畑らの申立てを棄却した。こうして明治20(1887)年7月2日から東京重罪裁判所で公判が行われることになった。そのときの裁判官は、裁判長が東京控訴院評定官木原章六・陪席裁判官は同控訴院評定官永井岩之丞・同控訴院評定官古宇田義鼎であった。重罪裁判所の権限等は、従来と異なることはなかったが、明治19(1886)年5月5日、裁判所官制公布により、控訴裁判所は「控訴院」と改称し、控訴院の裁判官は評定官と呼ばれた。検察官は、東京控訴院検事長野村維章その他の検事であつ

33) 多数の被疑者が東京で逮捕されたため、犯罪地の裁判所(治罪法第40條)ではなく、治罪法施行約3か月前に公布された太政官布告第46号により、逮捕地の軽罪裁判所の管轄としたのである。

34) 重罪裁判所は「控訴裁判所又は始審裁判所に於て之を開く」(治罪法第72條)ことになっていた。そして、控訴裁判所と始審裁判所が同地にある場合は、控訴裁判所で裁判が行われた。

た。弁護人には、当時錚々たる免許代言人らが担当した。弁護人の選任については、治罪法第78條が「重罪裁判所長又は其委任を受けたる陪席判事は、公訴状の送達ありたるより二十四時の後、書記の立会に依り、被告事件に付き、被告人を訊問し且弁護人を選任したりや否やを問う可し。若し弁護人を選任せざる時は、裁判所長の職権を以て、其裁判所所属の代言人中より之を選任す可し。被告人及び代言人より異議の申立なき時は、代言人一名をして、被告人数名の弁護を為さしむることを得。」と定めていたから、私選又は国選弁護であったが、免許代言人らは、次のとおり、分担して弁護活動を行った³⁵⁾

増島六一郎……潮湖伊助・山田八十太郎・小山徳五郎・清水高忠

角田真平……鈴木音高・小林喜作・前島格太郎

斎藤幸治 (のち小笠原久吉と交代)……木原成烈・浅井満治・平沢幸次郎

松尾清次郎……川村弥市・中野次郎三郎・足立邦太郎・藪重雄

武藤直中……湊省太郎・鈴木辰三・宮本鏡太郎・上原春夢・真野真悠・

大畑常兵衛

渡辺義雄……小池勇・村上佐一郎・高橋六十郎

小川三千三 (のち渡辺が引き継ぐ)……名倉良八・清水綱義

大矢早利……室田半二

ところで、静岡事件の被告人らは、どのような経歴の人たちであろうか。

潮湖は静岡県駿河国の平民で刀職、山田は同県遠江国の士族で大工左官元締、小山は遠江国の平民で左官職、清水(高)は駿河国の士族で清水綱義の養子、鈴木(音)は遠江国の士族で当時の岳南自由党のリーダーで免許代言人、小林は駿河国の平民で中農の息子、木原は駿河国の士族で元小学校教員、浅井は東京府下谷の平民で歯科医、平沢は北海道渡島国の平民で無職、川村は神奈川県武蔵野国の平民で菓子職、中野は遠江国の平民で当時の遠陽自由党のリーダーで学塾主、足立は遠江国の平民で提灯花火職、藪重雄は駿河国の士族で写

35) 手塚(中)(1982)179頁

字職で元愛岐日報記者，湊は駿河国の士族で新聞記者，鈴木（辰）は駿河国の平民で三百代言で清水次郎長の子分である大政の養子，宮本は駿河国の士族で自由党の免許代言人星亨の書生，上原は遠江国の士族で帰農，真野は駿河国の士族で旧幕臣練武館道場主，大畑は山梨県甲斐国の平民で酒醬油請売業，小池は岐阜県美濃国の平民で教員，村上は愛知県三河国の士族で鉱山業，高橋は石川県金沢の平民で無職，名倉は遠江国の平民で材木茶職，清水（綱）は駿河国の士族で帰農し高田事件の赤井を匿った人物で，室田は駿河国の平民であった。³⁶⁾

このように静岡事件に参加した者は，士族・平民で職種も多種多彩である。自由民権の思想は，庶民階層にまで浸透していたことを示すものであった。静岡県出身者が当然多いが，山梨県・岐阜県・愛知県・石川県・東京府など他府県の出身者も多く含まれていることが注目される。本件強盗行為は内乱予備としてのそれで国事犯であったが，単なる強盗罪の常事犯として被告人25名が，東京重罪裁判所の公判に付された。これに対し，被告人の鈴木音高は，公判において自分は自由主義を尊ぶ者で，わが志望目的は，常に現政府に反対するもので，何とかその施政上に一大変革を加えようと企て，この目的を果たすためには，必ず多くの人員と金員を要するので，この強盗罪を犯し同盟の結合を固くし，改革の資金を作ったもので，決して一身の私欲のためではなかったが，その志望目的が未だならずして，この聞くも忌まわしい強盗の結果のみを問われるのは，天命とはいえ遺憾やるかたないと嘆いた。

しかし，他の被告人らは，国事犯であることを語ろうとしなかった。加波山事件・名古屋事件・飯田事件などにおいて，被告人らは挙って国事犯であることを主張したが，いずれの裁判所も司法省の指示で，すべて常事犯として扱ったから，この点を争ってみても，今の裁判所には到底期待できないと諦めの境地であったと考えられる³⁷⁾ それは被告人の中野次郎三郎が，公判廷で他の同

36) 手塚（中）（1982）166頁

志らに呼び掛けた言葉の中にも表れている。

諸君の中には、獄中で絶食する者があるらしい。破廉恥罪をもって擬せられたので、それに激してのことであろう。そもそも諸君と約束したのは、政府を転覆しないときには、斬死するか、法網にかかるかの二つであった。このような運命に立ち至るのは、初めから分かっている。今更愚痴をいうのは男子ではない。従って（弁護人の）弁論によって罪を逃れようとするのは、志士のすべきことではない。弁護人も不必要である。私は裁判長の権能に任して、相当の罪に服する積りである。中野はこのように述べた。その言葉は悲愴で聞く者はみな泣いていた³⁷⁾

弁護人武藤直中は、弁論で上原・真野・大畑の無罪を主張し、他の者の寛刑を求め、弁護人角田真平も同様に、小林・前島（格）は無罪であると述べ、他の者の寛刑を弁論し、弁護人大矢早利も室田の無罪を弁論した。その他の被告人らの担当弁護人も、それぞれ無罪ないし寛刑の弁論を行ったが、弁論を辞退した中野やこれに同調した者については、その意思が尊重された。

治罪法は、重罪裁判においては、被告人が弁護人を選任しないときは、裁判所長の職権でその裁判所所属の代言人中より弁護人を選任することになっていた（第378條）。そして、弁護人なくして弁論をした時は、刑の言渡は効力がないと定めていた（第381條第1項）が、被告人が弁護人なしの弁論に異議申立をしなければそれは有効とされ（同條第2項）、また、その裁判所所属の代言人がいない場所では、当分弁護人を用いなくても刑の言渡は有効とされていた（明治15年1月9日、太政官布告第1号）。

東京重罪裁判所は、明治20（1887）年7月13日、被告人ら26名に対し、判決を言渡した³⁸⁾ 湊省太郎・清水綱義・清水高忠・宮本鏡太郎・鈴木辰三の5名は、有期徒刑15年、中野次郎三郎・鈴木音高の2名は、有期徒刑14年、

37) 手塚（中）（1982）190頁以下は、静岡警察の探偵宇佐美を殺害したことが暴露されないようにするためであったという。

38) 田岡（1909）204頁、手塚（中）（1982）189頁

39) 手塚（中）（1982）271頁以下に判決全文が収録されている。

藪重雄・木原成烈・小山徳五郎・足立邦太郎・名倉良八・小池勇・川村弥市の7名は、有期徒刑12年、村上佐一郎・高橋六十郎・浅井満治・潮湖伊助の4名は、重懲役9年、山田八十太郎は軽懲役8年、平沢幸次郎は軽懲役6年、上原春夢は重禁錮4年と監視1年、大畑常兵衛・真野真悠の2名は、重禁錮2年6月と監視1年、小林喜作・室田半次の2名は、重禁錮2年6月と罰金10円監視10月であり、前島格太郎は無罪放免であった。小山・真野は、大審院に上告したが棄却された。その余の被告人は上告せず判決は確定した。

(4) 免許代言人鈴木音高

静岡事件の中心的役割を果たした「岳南自由党」の鈴木音高は、免許代言人であった。彼の数奇な運命を辿った文献として寺崎修『鈴木音高小伝⁴⁰⁾』がある。これによれば、大略次のとおりである。

音高は静岡県庵原郡の士族山岡景連の二男に生まれたが、長男昴三が跡継ぎのため、静岡県豊田郡の鈴木帰作の養子となり、鈴木姓を名乗った。幼少時に漢学を学び、明治8(1875)年13歳のとき上京し、中江兆民の仏学塾に入り、西洋の諸学問・文明論・ルソーの民約論などを学んだ。自由民権思想は、そのとき身につけたものであった。

明治12年に静岡に帰り小学校の教員をしていたが、明治15(1882)年2月ころ、静岡に免許代言人前島豊太郎らにより岳南自由党が結成されこれに参加した。彼は前島の影響を受け、同年8月上京して法律を勉強し、明治16年に代言人試験に合格した。代言業務を扱うようになったが、政治上の一大不平を抱き、政治の改革のために自由民権運動を最優先にすべきであると考え、岳南自由党のメンバーとともに弁士として度々政談演説会に登壇し政談演説を行った。

明治16(1883)年10月13日、磐田郡見付の劇場において「国民の義務」と

40) 手塚編Ⅱ(1983)寺崎58頁以下。鈴木音高の数奇な運命を辿った文献である。

いう論題で演説をしたとき、突然臨場の警察官に「治安に妨害あり」として中止解散を命じられた。同年10月19日、この演説を理由に静岡県令大迫貞清から県内1か年の政談演説禁止を申し渡され、更に内務卿山田顕義の指令で、全国で1か年の政談演説を禁止された。これが彼の憤慨を呼び起こし、言論による政治改革を改め、腕力主義による政府の顛覆を決意させた。

同志湊省太郎もまた静岡県令大迫から県内1か年の政談演説禁止処分を受けていた。そこで、鈴木は、湊・鈴木辰三・真野真悠らと政府転覆・大臣暗殺を謀る会合をもち、来静中の遠陽自由党の中野次郎三郎と盟約を結び、自由党大会や懇親会を通じて各地の青年自由黨員らとも積極的に交流を深めるようになった。こうして箱根離宮落成式に政府要人が出席する情報をキャッチして一連の「静岡事件」を起こすに至ったのである。

鈴木音高⁴¹⁾は、東京重罪裁判所で有期徒刑14年の判決を言渡されたあと、石川島監獄に収容され、明治21(1888)年10月、北海道の空知集治監に移された。民権家は政治犯としてのプライドをもち在監中みな作業に精励する模範囚であった。彼は特に度々表彰を受けた。彼の獄中生活は長く、大赦により出獄したのは、明治30年7月12日であった。

彼が在監中に、明治憲法が制定されて国会が開かれ、嘗ての同志たちが衆議院議員として活躍していた。余りの世情の変わりように彼はどのような感慨を抱いたのであろうか。彼は出獄後、決然としてアメリカに渡り、ワシントン州シアトルで「東洋貿易会社」を設立し、米国移民事件などを起こしたが、当時ロスアンゼルスで医師をしていた渡辺準哉の妹じゃうと結婚し4男1女に恵まれた。2人の中の長男譲爾は、父音高が免許代言人であったことに誇りをもち弁護士になった。彼は昭和20(1945)年に来日し、東京裁判の日本側弁護人として活躍した。彼の名はジョージ山岡(George Yamaoka)である。

41) 静岡事件の後、鈴木音高は、明治26(1893)年2月14日、鈴木と離縁し旧姓の山岡に復籍した。鈴木家が前科者のいることをはばかったのであろう。

【ジョージ山岡】

弁護士ジョージ山岡が、父山岡音高の母国の東京裁判においてどのような弁護活動をしたか、興味あることなので、関連してここで取り上げることにした。

彼は、首相・外相を務めた広田弘毅の弁護人となった。彼は広田を全面的に擁護する弁論を行った。広田は外交畑の人で、昭和12(1937)年7月7日に起きた盧溝橋事件当時は、第1次近衛文麿内閣の外相であった。

広田の事件の審理は、昭和22(1947)年9月25日から10月3日まで行われた。

弁護人ジョージ山岡は、大略次のとおり、広田の弁護論を展開した⁴²⁾

- ① 広田の35年間の長い外交官生活における外交上の意見は、国家間の平和と親善と協調であった。彼は自由主義者であり、進歩的人物として世界に知られていた。昭和8(1933)年当時、日本は満州事変のため国際社会から隔離されていた状態であったが、彼は外交上の健全な意見と政策に対する信頼から外相に選任され、日本と中国その他の諸国との関係改善に努めた。
- ② 昭和11(1936)年2月26日に起きた2・26事件の政局收拾のために、広田は首相に任命され、着実な努力により国内情勢や対外関係を好転させた。それは盧溝橋事件で中断したが、彼はこのときは外相として現地解決・事件の不拡大方針により、平和のために全力を挙げた。日華事変に関し、彼は早期終結のためにイギリスに斡旋を要望するなど中庸的・協調主義的政策を進めようとしたが、陸軍に反対され、昭和13(1938)年5月、外相を辞任した。その後、彼は政府の如何なる行政的地位にもつかなかった。
- ③ 広田が議会で多く用いた言葉は、「万邦協和の精神」であった。オランダやソ連などに駐在中はその国との外交関係を改善した。外相就任後も日ソ間の親善強化に努めた。広田内閣時代の昭和11(1936)年11月25日に締結

42) 朝日新聞東京裁判記者団(下)(1995)44頁以下

した日独防共協定は、日本の統治形態に対する共産主義の脅威を防止しようとしたに過ぎず、日ソ友好の意図を変更するものではなかった。

- ④ 広田は日華の国交調整に奮闘した。昭和10(1935)年5月には日華間の友誼増進のため、種々の懸案を解決し、両国の公使館を大使館に昇格させた。
- ⑤ 広田は日独伊三国同盟とは何らの関係もなく、米内内閣のとき非公式にこの軍事同盟への参加反対を勧告していた。同盟交渉後も松岡外相に、日本にとって致命的な道を進んでいると、個人的に反対論を述べていた。三国同盟が、日本の米英蘭関係に悪影響を及ぼすと考えていたからであった。

広田の外相時代の秘書官堀内謙介が、証人として証言台に立ち、ジョージ山岡の弁論を証明する有力な証言を行った。その他外交筋の証人が証言を行ったが、広田自身は法廷で弁解することを一切せず証言台に立たなかった。

山岡の弁護により、広田は西洋諸国に対する敵対行為の開始に反対していたことが明らかとなり、これに関する訴因は否定されたが、昭和8(1933)年から侵略戦争を遂行する共通の計画又は共同謀議に参加したこと、外相として中国に対する戦争の遂行にも参加したこと、南京虐殺事件の報告を受けながら、これを止めさせるため直ちに措置を講ずることを閣議で主張せず、また他のどのような措置もとらなかったという義務に怠慢であった。これにより有罪とされ、判決言渡期日に、広田は意外にも絞首刑を宣告された。文官首相の絞首刑に法廷の記者席はざわめいた。東京裁判は、戦勝国による懲罰的・報復的行動であったという批判がなされた。

二 免許代言人の入獄事件

自由民権運動を担った全国各地の免許代言人は、殆どといってよいほど集会条例・出版条例その他の規制立法違反を理由に投獄された経験をもつが、星亨や大井憲太郎の事件は、彼らが自由党の代表的指導者であったから、特に世間

の注目を浴びた。

1 星亨の入獄事件

(1) 官吏侮辱事件

参議伊藤博文及び随行員らは、明治15(1882)年3月、憲法調査のためにヨーロッパに向かった。

免許代言人の星亨は、同年8月、大井憲太郎に勧められて自由党に加入した。この頃、自由党総理の板垣退助は、欧州事情を知っておかないと伊藤らと議論できないと考え洋行することにしたが、改進黨が洋行資金は政府筋から出たものと辛辣な批判をしたため、自由党内にもトラブルが生じ馬場辰猪・大石正巳・末広重恭・田口卯吉などが離反した。星が後事は自分が引き受けるからといって板垣と後藤象二郎を励ましたので、彼らは星に後事を託し、同年11月、ヨーロッパに向けて出発した。改進黨が自由党を批判したことが切っ掛けとなり、自由党は改進黨を三菱のひも付きで偽党であると激しく批判し、双方熾烈な非難合戦を繰り返した。

星は自由党機関紙「自由新聞」を引き継いで改進黨批判などをしていましたが、論説が難解で一般向きでないのを、これを絵入りの読み易い新聞「自由の燈」(のち「めざまし新聞」)に改め、内外民権家の伝記などを載せるなど庶民に読まれる新聞を発行して自由民権思想を一般社会に広めることに努めた。

彼は他方で党勢拡大のために、地方を巡回して政談演説会や懇親会に積極的に参加した。明治16(1883)年9月には静岡の懇親会、同年12月には埼玉県行田や群馬県館林への懇親会、翌17年2月は栃木と宇都宮、同年3月は千葉・茨城に行き、5月は埼玉県羽生、6月は大阪の関西有志懇親会に臨み道頓堀で政談演説を行い、大和・伊勢を遊説して東京に戻り、9月に新潟の不動院で開かれた北陸七州大懇親会に出席した⁴³⁾星の一連の政談演説の主眼は、政

43) 野沢 I (1984) 197 頁以下

府の施政を難じ他党を批判するものであった。

星は新潟不動院の懇親会で、明治17(1884)年9月21日、ロシア・ドイツの二国を例にとり、両国は武断政治を行い、強制的に兵隊を徴用し無用の武備を増強し、農商工業に干渉してかえってその進歩を阻害し、鉄道を官設し電信郵便を官業として干渉し徒に国税を消耗し、宗教に干渉し教正だ講義だと色々関与し、教育上についてもこの本は自由主義の本だから読むな、教育の方法はこうしなければならぬと干渉する、これはよろしくない、「余計な御世話」である。人間に貴賤の別はないのに、政府が規則を定めて爵位階級をもうけて妄りに人を貴賤に差別する。これらはみな政治の限界を超えるもので、「余計な御世話」であると、暗に日本政府の政策を批判する演説をした。

臨場警察官は、治安を妨害するとして星の演説を中止させ解散を命じた。警察は星に対し、長期間にわたる政談演説禁止の行政処分を考え、警察署へ出頭するよう求めたが、星は位階を有する者には相当の手續をなすべきであると抗弁して出頭を拒み、次の懇親会の予定地である新発田に出発した。

新潟警察署は、星の不動院の演説は政府の施政を誹謗し、官吏を侮辱したものととして、翌22日、新発田の懇親会の終わりごろ星に勾引状を示したので、彼は徐ろに支度を整えて新発田警察署に出向いた。翌23日新発田署より新潟署に護送され、一通りの取調べをしたのち、巡査数十名に付き添われ未決勾留のため監獄に向かった。見送りの自由黨員らは、星が監獄の門に入るとき、「自由万歳」と声を挙げ、星は微笑をもってこれに応えた。

星の官吏侮辱事件は、明治17(1884)年12月17日午前11時、新潟軽罪裁判所の公判に付された。著名人の裁判とあって、傍聴人は内外に充満し、遅れてきた者は中に入ることができず空しく帰る者が多かった。

裁判長は判事北条元利で、検察官は検事補林通久であった。星亨の弁護人は、免許代言人富田精策である。富田は、明治16(1883)年1月に免許を取得し、新潟県北蒲原郡新発田村112番地で代言業務に従事していた新進気鋭の免許代言人であった。彼は新発田代言人組合に所属し、明治24(1891)年10

月10日には、客員として新潟代言人組合にも加入して活躍するとともに、明治25(1892)年から27(1894)年まで新発田代言人組合の副会長を務めた⁴⁴⁾

初日の公判における裁判長の人定質問に対し、星は、自分は星亨で、年齢34歳7カ月、住所は東京京橋区日吉第21番地、出生地同所、平民・戸主で免許代言人であると答えた。

検察官が立って、被告人は本年9月21日、当新潟区西堀5番町不動院において開かれた政談演説会において「政治の限界」と題する演説をし、魯西亜・独逸の二国に例をとり、成法を誹毀し、わが国当路官吏の職務に対して侮辱をした。その証憑は、臨場警部聴取書によって明らかであるから、裁判長に相当の裁判を求めると陳述した。

新潟日日新聞の「公判傍聴記⁴⁵⁾」によれば、裁判長はこれに続いて被告人星に対し、次の質問をした。

判 汝は其折何職を奉ぜしや。

被 横浜税関長。

判 何学を修めしや。

被 専修の学問は法学。

判 学位を受け居るや。

被 日本にては受けざれども英国に於いて状師(バリスター)の学位を得たり。

判 汝は何の政黨員に加わりしや。

被 今日は何黨員にもあらざれども、旧自由党なり(十月二十九日大阪北野大融寺で自由党解党決議があった)。

判 当港へ何月何日来着せしや。

被 当地に本年九月十六日。

判 何用にて来たりや。

44) 新潟弁護士会(1940)29頁,33頁

45) 野沢 I(1984)247頁以下に収録されている。

被 当地に開きたる北陸七州懇親会，発起人は旧自由党員多かりし故其招待を受け該会に列席のため参りたり。

裁判長は，このあと臨場警察官が作成した演説調書について，星に正誤を確かめた後，次のように質問した。

判 演説の起頭に私の演題は茲に掲げてある如く「政治の限界と云うにあり」云々，又「私が演説中政府政治と演ぶる者は世界の例を掲げて説かん」云々とあり。然らば世界とは万国の政府政治を説きたるものならずや。

被 世界と云うは万国を指すものなれども，予が此部分の演説には，英・米・魯・独の四国を例に引きしものなれば，世界万国の政治を説きたるものにあらず。

判 然れども日本政府も世界の一部分なり。ことに国会もなく鉄道電信等は皆官設にかかれば，汝が演説には至極適當の国と思わる。然るに例を近くわが国にとらず遠く外国に取りしは如何なる心得なりしや。

被 わが国の例は，演説中止の際までは必要とせざるにつき，専ら前四国の例を取りたり。若し中止に逢わず此演説の局を結ばしめば，或はわが国のことを例に引きしやなるべし。

判 若し汝が気に合わぬと云いしもの，即ち鉄道電信等を官設にするが如きは，汝をして政府要路に当たらしめば之を廃止するの見込みなるか。

被 自分は独魯国に在るが如き不都合なるものの，わが国にもありとせば，之を廃止するは勿論のことなり。尤もわが政府の今日の所為に付ては頗る不同意のこと多きも，強ち総て不同意と云うにあらず。故に若し自分が政権を取りたるならば，不同意の廉々だけは廃する積りなり。

判 然らば徴兵令，華族令等の如きは廃止するか。

被 敢て其全部は廃止せざるも、不都合の廉は成るべく廃し度心得なり。

判 汝は憂国の士なり。其等のことにつき是まで上書建白でも出せしことありや。

被 未だこれなきも、当路者及び有志者に会する好機あればつねにこれを論談せり。

判 汝は是まで上書建白もなさず、漫^{みだり}に公衆に向つて演説するとは其序を失したるものにあらざるか。

被 上書建白の如きは、到底今日に在ては効なき故に之を断念し置くなり。

裁判長の質問はこれで終わり、検察官に対し、被告人に尋ねることがあるかどうか聞いたところ、これありといい、次のように質問した。

検 抑も被告人は政治の限界なる題を掲げ、公衆に向つて其限界を説き示せしものなり。然るに演説中是までが限界にて是より先は限界を超えたるものなりと云うの区別は、此聴書にては何分明了ならざるにつき確答を望む。

被 検察官のご尋問は不分明なり。斯^かくの如きことまで答うるには講義でも開かざるを得ず。其会場が講義でもする場所ならば格別、演説会は演説だけにて宜しき筈なり。故に自分が演説したる点につきご尋問の廉あらば答うべきも、自分が演説せざる外の部分ならばご尋問を蒙ればとて答弁するの必要は莫^{なか}るべし。私が演説中「よくない」と云いたる所は即ち「限界外なり」という一言にて、其限界明瞭ならん。

本件は被告人星が免許代言人であることから、法廷における論戦は、専ら検察官と被告人との間で行われた。特に被告人が盛んに検察官に質問している。星は、演説は下手であるが、人と相對して舌戦し理屈をいうのは得意であった。彼は頻りに質問し、相手が言うことに窮したとき、或いは、隙や弱点があ

れば、すかさず攻め立て防御の^{いとま}邊をなくし益々追撃するという具合である。

裁判長が2日目の公判で、被告人・弁護人に対し、検察官の論告について意見があれば述べるようにいった。まず被告人星が検察官に質問した。

被 昨日検察官が論ずるところは、簡短にてその意は被告の不動院の演説は引証を独魯の二国にかり成法を誹毀し、わが当路の官吏を侮辱したものと云われたり。当路の官吏は誰々を指し、又成法誹毀とは何等の法律を「わるく」云いたりとせられたりや。

検察官は前日の冒頭において、成法を誹毀し、わが国当路官吏の職務に対し侮辱したと述べたが、被告人の質問に対し、内容を少し変更して答えた。

検 昨日日本官は成法誹毀とは云わざるなり。ただ政府の所為を誹毀したるものにして、即ち三条相国は勿論、兵備のことには陸海軍卿を侮辱し、農商務のことには農商務卿を侮辱し、各其掌る長官を侮辱したるものと論じた。

被 されば其諸省卿、即ち当該官を侮辱したるものにあらずして職務を侮辱したりとのことなりや。

検 固より職務に対し侮辱したるものなり。

被 されば三条相国又は諸卿にあらずして、ただ其職務を侮辱したりとするや。

検 固より其人にあらず其職務にあり。

被告人の質問に、検察官は、成法誹毀はなく、政府の所為を誹毀しその職務を侮辱したものと答えた。続いて検事の取調べのとき、政府、或いは、司法省に伺いを出したかどうかを尋ねた。

検 有位の者（星は従六位）のことに就いて何うたり。即ち其回答は起訴せよとのことなり。

この検察官の答により、星の起訴について、政府・司法省が指示していたことが明らかになった。次に、星は警察が自分を逮捕したのは、現行犯か否かを質問した。

被 検察官は本件を現行犯となすか。

検 固より然り。

被 私の勾引されたのは、九月二十二日なり。演説せしは二十一日なり。中止後夕刻私を直に来よと呼出されしが、其呼出状は取り戻し、後執事なき故後差出さんと返答せり。後二十二日勾引されし其間二日を経たり。現行犯なら其場に勾引するが当り前なるべし。夫で現行犯となすか。

検 (検事の答、曖昧にして要領を得ず)。

星の質問に検察官は答えに窮してしまった。

検察官の論告は、被告人の演説は政府の施政を誹謗したもので、これは官吏侮辱罪に当たる。この罪が成立するのは、必ずしも官吏その人に関せず、太政大臣以下各省長官の職位を軽蔑すれば足りる。被告人の所為は、刑法第141條官吏侮辱罪に該るをもって、1年以上1年以下の重禁錮、5円以上50円以下の罰金の範囲において処分し、なお明治13年司法省甲第1号布達代言人規則に照らし、被告人を代言人名簿中より除名すべきであると主張した。

この論告に対し、被告人星は次のように反論した。

検察官が自分の演説をもって、刑法141條に該るとして求刑したのは不当である。官吏侮辱罪が成立するためには、三つの要件が必要である。第1に職務上官吏の身上に対するものでなければならない。第2にその侮辱を受けた者が明瞭でなければならない。第3に官吏を^{へんびけいき}貶卑輕譏したものでなければならない。自分の演説は、以上の三つの要件の一つも該当していない。自分の演説は、政府の行為を非難したところがあるとしても、官吏を侮辱したものではない。したがって、刑法の処分を受けるいわれはない。

本件で問題になっている刑法の該当条文を示すと、次のとおりである。

刑 法

第一百四十一條 官吏の職務に対し、其目前に於て形容若くは言語を以て侮

辱したる者は、一月以上一年以下の重禁錮に処し、五円以上五十円以下の罰金を附加す。

其目前に非ずと雖ども、刊行の文書図画又は公然の演説を以て侮辱したる者、亦同じ。

富田弁護人は、検察官が突然代言人規則違反について論告求刑したことにつき、直ちに異議を述べた。公判ではこの点について何ら審理されておらず、被告人の防御権を侵害しているからである。

弁 検察官が起訴の趣旨は、官吏侮辱罪のみにて代言人規則違反はあらざるに非ずや。

検 果たして犯罪と決せば代言人規則の違反も処断すべきも、無罪とならば代言人違反も随て消滅すべきなり。

弁 刑法も法律なり。代言人規則も法律なり。然れば二法律の制裁を受くべき犯罪なりとせば、初より論告せざる可らず。今に至て突然斯く云わるるは分からざるなり。

検 二法律の制裁を受る犯罪ならば、初より論告せよとの明文は何法律何條にありや。

弁 法律上明文はなくとも道理上、斯くせざるべからず。例之強盗放火の二犯罪ありとせば、当初より二罪に就き論告するにあらずや。

弁 既に事実弁論が違えば刑の適用また随て異なるは当然の事なり。被告人星自身もまた検察官の代言人規則違反の論告求刑に関して、次のように異議を述べた。

被 刑法上本件は官吏侮辱とならざることはすでに論じ尽くせり。依つて今再せず。ただ代言人規則に抛り除名を附加せられたしとの論告については、大に異見なき能わず。元と此刑あるより此附加あらんとするも、当初より論告し置かざるべからず。検察官は斯く為さざるもよろしと云わるるは、其意を知るに苦むなり。故に若し刑法に

より処断せらるるも、代言人規則違反の申立は排斥せられたし。

裁判長は、公判中、弁護人の検察官に対する質問に関連し、検察官をフォローするような余計な口出しをしていたのに、検察官の突然の代言人規則違反の論告に対し、被告人・弁護人が激しく抗議と反論をしているにもかかわらず、一言も発することがなかった。

【富田精策の弁論】

政府の所為を誹毀したものを官吏侮辱とするならば、何の官吏を侮辱したという確然たる被害者があるべきはずである。然るに検察官は、ただ漠然その下にある官吏が被害者であるというのは不当である。政治は無形であるが、官吏は有形である。これを法律に照らせば、無形に対する罪は体刑なく、体刑あるは独り有形に対するものである。被告人が、演説中「余計な御世話」であると言ったとしても、官吏その人を侮辱したものではない。「人間に等級を立てるのはよろしくない」というのを、検察官は宮内卿を侮辱したというのか、是は間違いも甚だしい。等級を立てた制度をわるく言ったにすぎず、宮内卿をわるく言ったのではない。強制的に「兵を募るのはよろしくない」というのは、政府が作った法律である徴兵令をわるくいっただけで、陸海軍卿その人をわるく言ったのではない。「自由主義の本は読むな。教育のことはこのようにしなければならぬ」とか、「教育に干渉するのは余計な御世話」と言ったとしても、それは制度について評論したもので、文部卿を侮辱したのではない。要するに、被告人は政府の制度について評したのであって、官吏その人の職務取扱いに対して言ったのではない。したがって、官吏侮辱罪には当たらない。検察官は有形無形を混同し、施政を誹毀したということと官吏を侮辱したということとを同一に論じており、本件を誤るものである。本件は、刑法第141条には該当しない。その理由は、事実弁論でこれを悉した。もし、本件を刑法第141条で処分することがあれば、法律は憮然涙を垂れるであろう。裁判官の公明なる判決を俟つのみである。且つ代言人規則により、代言人名簿中より除名するが如きは、不当の甚だしいものである。富田弁護人は、このように弁論した。

本件で問題になっている代言人規則の関連条文を示すと、次のとおりである。

代言人規則

第二十三條 懲戒の目次左の如し

一 譴責 二 停職 三 除名

第二十四條 所犯法律に該る者は法律に依て処断し仍ほ第二十三條の罰目を併科することあるへし。

第二十五條 譴責は止た呵責して業を停めず停業は一月以上一年以下其業を停め除名は代言人名簿の名を除き三年を経るの後に非されは復た代言人たるを得す若し其所犯の情状重き者は終身之を許さず。

星の逮捕と公判に持ち込むことについて、当時福島県の警察署長から新潟の枢密課長（のち保安課長と改称）に転勤してきた倉山昌親（のち新潟・富山警察署長）が活躍したが、彼の回顧談に「当時政府の民党におけるや犬猿もただならず、民党を見ることあたかも蛇蠍のごとく、些々たることにても容赦なく引捕え、これを刑に処してその勢力を挫かんとする時代であった。随つて我々警官は勿論一般の官吏に至るまで民党をば朝敵のごとく思うて居った。ことに予は別段に民党が嫌いで、いかにも悪いものと思つていた⁴⁶⁾」

そこに、自由党の山際七司ほか主だった人物が、北陸七州懇親会に集まり、星亨も東京から出席するということになっていたから、警部巡查三十余名が会場に臨んで、演説に問題があれば直ちに中止解散を命じる積りでいた。星の演説中、もし私が政権をとったなら、かくの如く民衆を害することは、断然廃止すると叫んだから、大声を挙げて中止を命じた。

新発田で星を逮捕引致するについては、永山県令・大書記官・警察部課長ら

46) 野沢 I (1984) 270-271 頁

と検討したが、法律の何の条文によるかはっきりしなかった。法律書などを調べているうちに、幸いにも警保局長清浦奎吾の刑法訓令の中に、成法誹毀は政府の当路者たる官吏を侮辱するに相当する意味のことが書いてあった。そこで自分は踊躍して喜び、直ちに永山県令及び一同の人々に報告すると、一同喜色満面となり、これさえあれば大丈夫と安心した。これに引き続き井上警部長らともに裁判所に行き、所長中島判事・検事正正木検事と鳩首密議をした。

正木検事は「本件をば予審に附せずして直ちに公判に移し得るだけ精密な取調が出来るか」というので、倉山は「断然出来る」と引受けた。そこで漸く引致することに決した。それから彼は帰庁して右の顛末を県令・大書記官等に報告して、いよいよ逮捕に着手した。こうして星の罪案は、すでにこの時定っていたのであるから、訟廷内の審問はその実形式を備える為の手段であったといってもよいのである⁴⁷⁾

このように裁判所長・検事正・県令ら協議のうえで、星を官吏侮辱罪で逮捕して裁判にかけ処罰することを決めていたのである。新潟軽罪裁判所は、明治17(1884)年12月18日、判決を言渡した。被告人は官吏を侮辱したとして重禁錮6月、罰金40円を附加し、代言人名簿中より除名するというものであった。

星は新潟監獄で服役した。最初は巻紙貼りや罫摺りであった。監獄の需要に供するものであったが、2～3カ月で1か年分の需要を満たすものを作った。その後は、糸繰りの仕事をした。服役者の中に機を織る者があり、そのために糸を巻くのである。見廻りの看守が何時巡回してもその課業に手を動かしていた。見廻りのときに、作業の労苦などを聞いても、ただ相応の挨拶をするだけで口数も少なかった。看守らは、いつも几帳面に手足を動かして休まない星の姿に感心していた。

星が出所したのは、明治18(1885)年10月10日であった。新潟で慰労懇

47) 野沢 I (1984) 274 頁

親会が開かれ、山際七司・林包明・加藤平四郎・野沢雞一・佐々木宇三郎・武藤久松・五十嵐長吉・柳田五隆らが集まり、無事出獄できたことを祝った。星はその後、長岡を経て沼田に出て、同月16日、上野着の汽車で帰京した。上野の停車場には有志らが星を出迎えた。

免許代人らは、星のために出獄慰労会を開いた。出席した者は、大井憲太郎・山田泰造・渡辺小太郎・北田正董・中島又五郎・松尾清次郎・武藤直中・仁杉英・浦田治平・岡島宗三郎・長谷川深造・長谷川陳・川村詔・佐藤隆・佐藤修吉・竹田仁太郎ほか数十名であった。大井・山田・渡辺らが、それぞれ羨なく出獄したことを祝う挨拶をし、星が答詞を述べ、自由と権利伸張のため更に運動に邁進することを期し、拍手喝采して祝杯を挙げ、心襟を開いて歓談した。

星亨は明治26(1893)年富山県を遊説中、倉山昌親と偶然再会した。星は衆議院議長、倉山は富山警察署長であった。星は満面笑みを湛えながら、「やー君の為には随分苦しんだよ。君のような気骨のある警察官があったから、今日立憲政体は生み出されたのである。自分は少しも怨んでは居らぬ。しかし、洋行するまでには言うべからざる難儀をしたぜ。信州の松本・長野・高田・長岡・三条などで同じような演説をしたが、何処も制止する者がなかったのに、新潟で捕まった。田舎には気骨ある警察官はいないだろうと思っていた。」と言った⁴⁸⁾。倉山は、彼の度量の大きさに敬服し、尊信の念を抱いたという。

(2) 出版條例違反事件

星は新潟監獄を出た後、「評論週刊」を発行し社説や論文を書いた。諸外国の憲法の翻訳にも打ち込み「各国国会要覧」を刊行し、それを基に私擬憲法を起草しようと試みた。三大事件建白運動が展開されていたころ、彼は板垣の天皇に上奏する意見書・谷干城の条約改正反対意見・ボアソナードの条約改正反

48) 野沢 I (1984) 279 頁

対意見・勝安房の意見書・グナイストの談話筆記「西哲夢物語」等入手し、秘密のうちに数千部を印刷して旧自由党员・民権家らに頒布した。

保安條例により東京を追放された後、このことが分かり、明治21(1888)年2月25日、横浜にいたところを出版條例違反で逮捕された⁴⁹⁾

彼の公判は、同年7月3日、東京軽罪裁判所で開かれ、軽禁錮1年6月に処せられ石川島監獄に入獄した。入獄中は英仏独伊語の本・辞典・文法書などを用いて諸外国の書物を読み、熱心に立憲政治について研究をした⁵⁰⁾。星に依頼されて印刷し各地に配布した東雲新聞記者の寺田寛・印刷業の前野茂久次も逮捕され、寺田は軽禁錮1年2月、前野は軽禁錮1年4月の刑に処せられた。

星は新潟事件で代人名簿から除名されて糧道を断たれただけでなく、相次ぐ入獄で家産を失い最も辛い時期であった。彼は大井憲太郎と同様、明治22(1889)年2月11日、明治憲法発布による大赦により出獄することができた。

国会(帝国議会)が開設された後、彼は衆議院議員に5回当選し衆議院議長も務めた。

2 大井憲太郎の入獄事件

(1) 大阪事件

朝鮮は宗主国である清国と親善関係を保つ閔^{びん}一族が政権を握っていた。守旧派であり、大国に事^{つか}えるという意味で、事大党と呼ばれていた。これに対し、清国に従属する関係を解消し、朝鮮を独立させるため、開明政策を実行し近代国家として歩むべきとする独立党があり、日本にその範を求めようとした。独立党の金玉均・徐光範は、明治15(1882)年、日本に来て福沢諭吉に会い、その協力を得て朝鮮から若い留学生を派遣し、慶応義塾で西洋式学問や近代文明を学ばせた。井上馨外相に会い、朝鮮の文明開化のための援助と協力を求め

49) 岡山の免許代言人石黒函一郎や各地の民権家加藤平四郎・竹内正一・片野文助・岡田省吾ら多くの者が、これら秘密文書を配布したとして逮捕処罰された。第一高等中学校の生徒宮本平九郎・小山弘三・大野清太郎らも勾引処罰された。吉野編第2巻(1928)593頁

50) 中村(1963)73頁,76頁

ようとしたが、日本政府は消極的であった。旧自由党進歩派の免許代人大井憲太郎らは、彼ら開明開化派に積極的に協力すべきであるという考えをもって
いた。

明治 18 (1885) 年 5 月、東京下谷の大井宅に小林樟雄 (岡山)・磯山清兵衛 (茨城)・新井章吾 (栃木)らが集まり、朝鮮改革の支援計画を練った。朝鮮独立のためには、清国の干渉を絶たねばならない。清国の干渉を絶つためには、まず政権をもつ事大党の六弊 (在朝の大臣) を殲し、金玉均・朴泳孝らの独立党を助けてこれに政権を担当させるべきである。そうすれば、従来わが国旗及びわが国民の被った侮辱を雪ぐことができるし、日清朝の三国の葛藤を惹起し、そのため輿論は一変し民衆の心は奮起すべく、政府は狼狽して事を輿論に諮らざるを得なくなる。外は朝鮮の孤弱を助け、内はわが国の政弊を一掃して立憲の政治を創る。これはまさに一挙兩得の策であると考えた⁵¹⁾

大井らはこうした計画に基づいて、大井・小林が金策に努め、大事を執行した後、国政改革を担当し、磯山・新井は旧自由党の壮士を率いて朝鮮に渡り、独立党を助けることが決まった。

この朝鮮独立党支援計画の中心的メンバーは、免許代人大井憲太郎 (東京府)・民権家の小林樟雄 (岡山県)・新井章吾 (栃木県)・磯山清兵衛 (茨城県)・玉水常治 (茨城県)・田代季吉 (福島県)・稲垣示 (富山県)・館野芳之助 (茨城県)・山本憲 (高知県)・落合寅市 (埼玉県)・山際七司 (新潟県)ら全国各地の旧自由党進歩派に属する人たちであった。彼らは、計画にそって軍資金を集め、爆弾の材料や武器を調達し、先遣隊は長崎に集結して渡朝の準備をするというようにそれぞれ役割分担を決めた。

軍資金の調達……大井・小林・石塚重平・稲垣示・井山惟誠・景山英・内藤六四郎など

爆弾の材料や武器の調達……田代季吉・田崎定四郎など

51) 我妻ほか (1969) 95 頁

渡朝実行……磯山清兵衛・新井章吾・その他壮士など

彼らはこの計画を実行に移した。磯山は渡朝の首領となり、東京の有一館の青年や旧自由党の中の壮士を募り、同年10月25日、まず副首領の新井章吾と久野初太郎・橋本政次郎・田代季吉・玉水常治・魚住滄・赤羽根利助・稲垣良之助・武藤角之助・土屋市助ら壮士を長崎に向かわせた。

大阪府警察署は、かねてから大井・小林・磯山の動きを怪しみ内偵していたところ、朝鮮支援計画があることを察知した。磯山はこの計画の前途を危ぶみ渡朝直前になって変心し、長崎で待機している新井に荷物が濡れたと偽りの暗号電報を打って渡朝を遅らせ、自分は身を隠してしまった。長崎の新井は、磯山の行為に不審を抱き大阪の小林らと連絡を取り、在京の大井に電信して急遽大阪で大井・小林・新井・稲垣示の4名が会い、磯山の潜身に憤激した新井は自ら渡朝実行者の首領となり、資金・武器を持って再び長崎に向かった。彼らの動きを内偵していた大阪府警は、明治18(1885)年11月23日、大井・小林を大阪で逮捕した。そして、長崎その他全国各地の警察署に被疑者ら逮捕の手配をした。これを受けて各地の警察署は、長崎の新井を始め被疑者百数十名を相次いで逮捕し大阪に護送した。翌12月6日には、兵庫県姫路の北方にある塩田温泉に潜伏していた磯山を逮捕した。これが「大阪事件」である。

免許代言人大井憲太郎は、この事件で刑法の外患罪・犯人蔵匿隠避罪・受贓の罪及び爆発物取締罰則違反に問われた。

刑法の関連条文は、次のとおりである。

刑 法

第百三十三條（外患罪）

外国に対し私に戦端を開きたる者は、有期流刑に処す。其予備に止る者は、一等又は二等を減ず。

第百五十一條（犯人蔵匿隠避罪）

犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なることを

知て、之を蔵匿し若くは隠避せしめたる者は、十一日以上一年以下の軽禁錮に処し、二円以上二十円以下の罰金を附加す。若し重罪の刑に処せられたる囚徒に係る時は、一等を加ふ。

第三百九十九條（贓物受蔵寄蔵故買牙保罪）

強窃盜の贓物なることを知て、之を受け、又は寄蔵、故買し、若くは牙保を為したる者は一月以上三年以下の重禁錮に処し、三円以上三十円以下の罰金を附加す。

第四百條（監視）

前條の罪を犯したる者は、六月以上二年以下の監視に付す。

爆発物取締罰則は、加波山事件で使用された爆弾が威力を発揮し、これに驚愕した政府が、明治 17 (1884) 年 12 月、慌てて制定したもので、全文 12 箇條からなっている。第 1 條は爆発物の使用、第 2 條は使用未遂、第 3 條は爆発物の製造等、第 4 條は使用の教唆共謀等、第 5 條は製造輸入等による幫助、第 6 條は立証不能の場合の処罰、その他について定めている。

この罰則は、その後罰則部分の改正が行われたが、今日でも法律としての効力を有している。

本件に関連する爆発物取締罰則の関連条文を挙げると、次のとおりである。

爆発物取締罰則（明治 17 年 12 月太政官布告第 32 号）

第一條 治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとするの目的を以て爆発物を使用したる者及び人をしてこれを使用せしめたる者は死刑に処す。

第二條 前條の目的を以て爆発物を使用せんとするの際発覚したる者は無期徒刑又は有期徒刑に処す。

第三條 第一條の目的を以て爆発物若くは其使用に供す可き器具を製造輸入所持し又は注文を為したる者は重懲役に処す。

第四條 第一條の罪を犯さんとして脅迫教唆煽動に止る者及び共謀に止ま

る者は重懲役に処す。

第五條 第一條に記載したる犯罪者の為め情を知て爆発物若くは其使用に供す可き器具を製造輸入販売譲与寄蔵し及ひ其約束を為したる者は重懲役に処す。

第六條 爆発物を製造輸入所持し又は注文を為したる者第一條に記載したる犯罪の目的にあらざることを証明することを能はざる時は二年以上五年以下の重禁錮に処し二十円以上二百円以下の罰金を附加す。

(2) 大阪重罪裁判所の裁判

大阪始審裁判所の予審判事田丸税稔は、明治19(1886)年12月27日予審を終結し、大井ら58名を外患・爆発物取締罰則違反等、長坂喜作ら6名を強盜罪等として大阪重罪裁判所に移すと言渡した。

① 担当裁判官と検察官

大阪重罪裁判所の裁判官は、裁判長評定官井上操・陪席評定官臣佐武・矢野茂であり、検察官は別府景通・堀田正忠であった。

出廷した被告人らを新聞は次のように報じた。

被告人諸氏は二三名を除くの外何れも紋に自由の二字を染め貫きたる揃ひの黒羽織(此程差入れしもの)を着し久しく鉄窓の下に在りしにも似ず別に疲労の様子も見えず害して幾分か爽快の色を帯べるものの如くなり(大阪日報)。

② 担当弁護人

公判に付された被告人らの弁護を担当したのは、免許代言人17名であった。⁵²⁾

(弁護人)

板倉中(千葉組合)

(被告人)

……大井憲太郎・田代季吉・飯田喜太郎

52) 松尾章・貞子編(上)2ノ甲, 板垣(下)(1958)142-143頁

- 菊池侃二・北村左吉（大阪組合） …… 稲垣示・稲垣良之助・井山惟誠・川村
 潔・魚住滄・重松寛平・金武央・野崎
 栄太郎・寺嶋松右衛門・南磯一郎・嶋
 省左右・久保財三郎・釜田喜作
- 星亨（栃木県平民） …… 新井省吾・石塚重平・山際七司
- 板倉中・菊池侃二 …… 窪田常吉
- 渋川忠二郎（大阪組合）・石黒涵一 …… 小林樟雄
 郎（岡山組合）
- 森作太郎（大阪組合） …… 橋本政次郎・久野初太郎・武藤角之
 助・小久保喜七・落合寅市・小松大
- 山田泰造（東京組合） …… 赤羽根利助・館野芳之助
- 寺田寛（大阪組合） …… 山本憲・波越四郎・藤井繁治・内藤六
 四郎・氏家直國・山本鹿造
- 竹中鶴二郎（大阪組合） …… 淵岡駒吉・安東久次郎
- 尾形兵太郎（大阪組合）・森作太郎 …… 景山英
 ・澤田正泰（岡山組合）
- 吉田恒吉（大阪組合）・星亨 …… 山川市郎・天野政立
- 小林幸二郎（八王子組合）・星亨 …… 野村常右衛門・山本與七・菊田彖三
 郎・大矢正夫・長坂喜作・難波春吉・
 佐伯十三郎・窪田彖・霜島幸二郎
- 砂川雄峻・善積順蔵（大阪組合） …… 日下部正一・井村智宗・遠藤福壽・中
 ・横田彪彦（鹿児島組合） …… 村楯雄・田崎定四郎・磯山清兵衛
- 山田泰造（東京組合）・小林幸次郎 …… 綾部角之助・渡邊得次郎・山中三次
 郎・斎藤兵蔵・諏訪次郎吉・諏訪庄太
 郎

③ 公判の開始

大阪重罪裁判所の公判は、明治 20（1887）年 5 月 25 日に開始された⁵³⁾

此の事件や近来の一椿事なるのみならず、被告人関係人等も甚だ多き事なれば、傍聴人は此日午前三四時頃より早や門前に詰めかけ、開門遅しと待受けたれば、瞬く間に豫て定めし傍聴券百七十枚は残りなく渡し尽くされ、尚ほ数十枚を増されたれど、是も宛ながら流石に水の譬の如く群がる人々は、大抵空しく門前より立帰りたり（大阪日報）。

新聞は多くの傍聴者が公判を傍聴しようとして早朝から詰めかけたことを伝えていた。

松尾章一・松尾貞子共編『大阪事件関係史料集上巻』は、大阪事件に関する「大阪日報」の国事犯公判傍聴筆記（速記録）を収録しており、これによって公判の様態を知ることができる。

井上操裁判長は、大井憲太郎ほか63名の公判開始に当たって、被告人中、最初より縛に付かない加納卯平、予審中逃走脱獄した吉村大次郎・玉水常治については、治罪法上の手続を執ったが出頭しないので、欠席のまま公判を開くことになったことを告げた。これに続いて、この事件は外患に関する事柄がその主眼であるから、高等法院の管轄に属すべきものであるが、明治16年第49号布告と明治19年司法大臣の訓令とにより、ここに公判を開くことになったと述べた。

その後、被告人らの人定質問に入り、各被告人の公訴状の朗読が行われた。磯山清兵衛の公訴状の朗読中、ハプニングが起きた。三列目にいた氏家直國は、磯山は我らを裏切ったと憤然怒気満面に帯び何か為さんと身構えていたが、「右議決の旨を長崎滞在の先発田代季吉」云々のところにきたとき、突然一列目いた磯山に飛びかかり首筋を掴んで離さず法廷騒然となり一時休廷となった。

再開後、井上裁判長は氏家に対し、二度としないように注意した。そして、被告人質問の順序を定めるに当たり、「六十余人打揃ひ審判するは、実に公私のために不便なることなれば、本官思ふに現に今日の如きも六十余名の被告人

を入れるべき控所の如きもなく、それ故他の二三箇所の訟廷を以て控所となしたれども、此訟廷を控所とすることは、一日や二日のことなれば宜しけれども、数日又は事によれば数十日に至るも亦知る可らざるが故に毎日訟廷を以て被告人の控所と為す譯にもならず因て、夫れぞれ便宜に従ひ被告人を分ちて各組を立て而して尋問を為すことにせん」と述べ、9組に分ける旨告げた。

大井憲太郎は1組で、これに属する者は、小林樟雄・新井章吾・山本憲・景山英・磯山清兵衛であった。

被告人らを9組に分けて裁判することについて、検察官は多数人のことであるから数组に分けて審問することは至当であり異存なしと賛意を表したが、弁護人・被告人は、分離公判は被告人らに不利になると主張し、同時公判を要求した。

大井憲太郎は、被告人は随分多数人であるが、悉くみな親密の関係であり、事実弁論上も都合がよく、そうでなければ同じ仲間でありながら、その関係のある調書を見ることも難しく被告人らに不利益となるので、控所等の事情は分かるけれども、繰り合わせ被告人一同の御召喚を願いたいと主張した。小林樟雄も自分らは、共に同一思想で国事を計画したもので、皆悉く密接の関係を有するものであるから、控所等については都合のうえ一緒に御召喚願いたいと主張した。山際七司は、別々の召喚は大いに不利益と考える。裁判所に控所がなければ、土間でもよいから一同御召喚願いたい。自分の尋問の順序については異議はないが、磯山を第一番に調べることには異議がある。この事件の起り方は、大井・小林・磯山が発起してやったことであるけれども、磯山は変心した位であるから、如何なることを偽って言うかも知れない。それを裁判長が聞かれたならば、先入観をもつことになり大いに不都合を来す。したがって、尋問は大井・小林・磯山という順序にしてもらいたいと主張した。弁護人の板倉・渋川・砂川・寺田・菊池・北村・森らもそれぞれ同時公判を主張し、分離公判に異議を申立てた。

裁判所は、弁護人・被告人より種々の申立があったが、評議をした結果、取

調べの都合と取締上の都合及び処置上の都合により、到底一同同時に召喚することはできず、順序のことについても異論はあるが、各自尋問のため又は事実発見のため必要と認めるとの理由で、異議申立を却下した。その結果、組を分かって審理することになり、順次被告人質問が行われ、大井憲太郎の番になった。

大井は、椅子を離れて立ち答弁することになった。痩せて頬骨高く鼻下から顎辺にかけて髭を生やし、色薄黒く眼光鋭く、弁舌は爽やかで音声高く、その答弁は筋が通り順序を乱すこともなく堂々たるものであった。

裁 被告は旧自由党员であったか。

被大 はい旧自由党员でありました。

裁 然らば何か旧自由党中の役員にでもなった事はないか。

被大 左様党员中より常議員六名を選びしことが有て其中の一人に加へられ、総理が出来てから顧問とか諮問とか…云ふ確かとは覚へませんが（此時板倉氏は小声にて、諮問だろふと云いしに付大井氏は冷笑しながら）諮問二名の中に選ばれました。

裁 被告事件の者は、大体自由党员なるか。

被大 はい大体自由党员で、八九分通りまでは自由党员ですが、何分大勢だから分かりませんが、中にも二三名位は党员ではありますまい。

裁判官の質問に、大井は自由党の要職にあったことを証言した。これに続いて、裁判官は大井に官途に就いたことがあるかと質問した。大井は陸軍造兵司の翻訳掛判任十一等出仕したこと、佛国政典の翻訳をしたこと、元老院少書記官になったこと、板垣・後藤・副島・江藤・古沢らが民撰議院設立建白を提出したことに賛成し、馬城台二郎の名前で新聞紙に論文を発表したこと、北畠道龍と講法学社を開設し、その後、明法学社を興したこと、明治14年に代言人の免許を得て今日に至っている旨答弁した。

裁 然らば外患に関することを訊問せん。抑も朝鮮計画と云は、朝鮮の現政府にある事大党の六撃を殲し^{ろくげつ}独立党をして政権を執らしむれ

ば、必ず日清の葛藤を生ずるや必然なり。其時に当て内治の改良を計るは容易なり等の如き目的の要領は、大体こんなものか。

被大 はい左様でございます。

裁 如此計画は、何時の頃より今日に至るまで継続したるや、有形の主意に於ては清佛交渉に原因し、無形計画は今日継続して居るか、被告が予審第一回の調書中に福州に兵を出すの談判をなしたり云々と謂ふとあるが、之に相違ないか。

被大 如何にも談判を致しましたには相違ござりませぬ。

裁 被告の予審第五回の調書中に事を佛人に図り福州を専領するの計画を為し、被告は率先して同意者を募らんことを尽力し云々とあり、之に相違ないか。

被大 はい専ら之に尽力しましたがけれども、半途にして事発覚に及び実に残念でございます。

大井は自分たちの計画は、朝鮮政府の事大党を倒し独立党に政権を執らせれば、必ず日清の葛藤が生ずるから、その際わが国の内治改良を図ることであったが、途半ばで事が発覚したのは残念でならないとその心情を吐露したのであった。

事件の審理は、事実論・法律論を区別して行われたが、大井は、裁判官の事実尋問にしばしば法律用語が用いられることに対し、次のように事実尋問には法律用語を用いるべきでないとい異議を述べた。

被大 自分は申上げたき事があります。昨日来事実の御訊問あるに、或は、私に戦端を開くとか、或は、謀殺するとか、多くは刑法上の熟語を用ひられたるが、総て事実の御訊問に於ては、刑法上の熟語を用ふることは成るべく之を避け、先づ有りの儘に事実の訊問を了り、追て弁論又は擬律の一段に至りて、刑法上の文字をお用ひなさることならば、大に便利かと心得ます。自分に於ては、無論刑法の第三百三十三條を以て罰せられ、事実の訊問も弁論もなくして御判決

なるも、敢て言を左右にして罪を逃れんとする如き卑劣の考えは毫末もありませんが、自分一人の申し立は一人に止まるが如きものなれども、自から他へも影響を及ぼすことゆえ、事実御訊問には刑法上の語を用ひることはなきやういたしたし。

裁判官は、大井の異議に直接答えていないが、以後事実に関する尋問には、法律用語を用いないように気を付けた。検察官もまた法律用語を用いないよう注意を払っていることが、言葉の端々に表れていた。大井の異議申立ては効果的であった。

次に裁判官は、第2の爆発物取締罰則違反について大井に質問した。

裁 然らば磯山新井景山等が其荷物に装ひ爆発物を携帯して大阪に來り、猶右爆発物を長崎迄持行きしことは認め居るか。

被大 知るといふにも種々ありますなれど、大体の事は承知して居りました。

裁 猶ほ爆烈薬のみならず刀劍其他の器具等を持ち來たりしことも知り居るならんどうだ。

被大 刀劍等の品目は詳細には知らざるも、之を持ち行きしということは知て居ました。

裁 磯山が爆発物金圓等を持って身を潜めしことは認め居るや。

被大 それは承知して居ます。

裁 然らば村野常右衛門、石塚重平が大阪へ來りしは相違なきことか。

被大 事実であります。

第3の犯人蔵匿罪について、大井は秩父事件の落合寅市や名古屋事件の富田勘兵衛を匿ったかどうか。この点に関する裁判官の質問と大井の答弁は、次のとおりである。

裁 是より罪人蔵匿に関する事を訊問せん。被告は元來落合寅市・富田勘兵衛の両名とは、如何なる関係があるか。

被大 落合寅市は初めて自分の宅へ訪ひ來るが、同人は秩父暴動に與みし

当時遁走中なる由は、予て承知し居たるに付き、本人も身を潜めて居る譯であれば、之を朝鮮計画の実行者に充たなら本人に取ても宜しかろうと存じたり。就ては其れまで身を潜めるには、有一館こそ屈強であれば、同館に紹介して潜伏せしめ置きました。又富田勘兵衛は、愛知県下に於て強盗を為したる様同人は未だ予審中にて何の罪を犯したなど知らず、其頃仄かに聞きましたるは、愛知地方の自由党等が何か嫌疑を受けて其筋へ拘引されたるよし。其中にて村松愛藏等は、随分自由黨員中にて熱心家の間へある者なれば、是は必ず何か国事上のことを計画して発覚したのだらうと推測して居ましたけれど、富田はどんなことをして来たのか知らず、又只本人が官の嫌疑で暫時身を潜めなきやならぬと云ふに付、其れでは一時車でも挽ひて居たなら発覚することもあるまいと申聞け、自分が兼て知る三浦亀吉方へ潜伏せしめた譯でござります。

富田勘兵衛は、名古屋事件が露見した後逃走し諸所に潜んでいたが、東京に行って大井憲太郎に会い、その紹介で東京駿河台紅梅町の三浦亀吉のところに行った後、山本與七に会い、神奈川県高座郡座間村の居宅に伴われて行った。そこで、大阪事件の大矢正夫・難波春吉・内藤六四郎らに会い、彼らの軍資金集めの非常手段に参加したが、富田は遂に警察に逮捕され、名古屋に護送された⁵⁴⁾。彼は名古屋重罪裁判所で、死刑の判決の言渡を受けた。

第4の受贓の罪について、大井は、ある日長坂喜作が金四百八十余円を自宅へ持ってきて、この金は予て計画の朝鮮渡航の費用に充ててもらいたいと置いていったもので、そのときは長坂・山本・大矢らが非常手段で得た金とは知らず、後で知ったと証言した。

大井は、板倉弁護人の弁論に先立って、自ら弁論したいと述べた。裁判長は「大井の申立は順序であれば、大井より順を追ひ弁論を致せ」と認めた。大井

54) 関戸 (1903) 583 頁

の弁論は長いが、内地改良と朝鮮独立を助ける目的について述べたところを、要約すると次のとおりであった。

本件の目的である内地改良のことは、現政府の執る政策に対し、不満であることより起きたものである。我らに決心させ、ここに至らせた原因を説明するには、政府の施政のことに及ばざるを得ない。

検察官は職掌もあり政治上のことに余り注目しないであろうが、我われは自由平等の主義より、頗る熱心に平素政府のなすところに注目している。現政府の政策は、常に我らの持論に反するものである。それ故、内地改良を思い立った施政上のことを陳述するなというのは、鶏に時を作るなというのと同じで、それは困難なことである。しかし、検察官に討論を試みるのは、酒屋の看板がかかっているのを知って、餅を買いに行くと同じであるから、自分の欲するところではないが、施政上のことを引用するのは、弁論の材料とするためである。検察官は、施政談はお嫌いであるが、我われにはこの上ない好物である。徹頭徹尾論じ得べき限り論じたいのである。是迄成るべく控えめに論じてきたので、不十分でありここで述べる。

我われは多年自由平等の主義のため刻苦した者である。我われが朝鮮に事を挙げるのは、朝鮮政府の害悪を除くことである。我われの大目的は、開化派である独立党による朝鮮の独立を助けることにあり、事大党の六撃ろくげつを殲たおすのはその手段である。本件計画は、好意主義によるものである。復讐とか侵略ではない。復讐とか侵略のように認められては、迷惑千万である。そうでないことは是迄口を極めて陳述したところである。

大井の弁論に続いて、弁護人の板倉中⁵⁵⁾が、大略次のような弁論をした。

【板倉中の弁論】

第1 外患罪について

この事件について謀議したというのは、朝鮮国に至ってその国の事大党を倒

55) 免許代言人板倉中については、松山大学論集第22巻1号(2010)拙稿118頁

し、独立党に政権を帰せしむというにあるのみである。わが国の版図内にあるうちに事が発覚して今日に至った。小林大井等は戦争の考えがあったにせよ、他の被告人は暗殺襲殺等の意見を持していても、未だ謀議を尽くさない本件において、その予備中に発覚した。それ故、各自の意見を問うて、然る後に各自にその刑を定めるべきは当然のことである。したがって、本件多数の被告人に各自の心意如何を問うてその事実を定めるべきで、首領の心を以て十把一束に之を論ずるのは、無罪人を有罪に陥れ、冤に鉄窓に沈む不幸を招く恐れがある。故に深くこれらの事情を御明断あらんことを希望する。

第2 爆発物取締罰則違反について

磯山は大井に爆発物のことを話したとあるが、大井はその話を聞いたことをさえ記憶にないほどで、ただ推知したにとどまるに過ぎない。大井は全く爆発物の製造使用のことについては、関係していないことは明らかな事実である。

第3 犯人蔵匿罪について

大井が落合寅市を有一館に差し向けたのは、落合はその身命をすてて人民の疾苦を救おうと熱心のあまり遂に罪を法律に得るに至ったものであって、磯山は有一館で専ら人員募集に当たっていたから、その採否は彼の権限によるものであった。富田勸兵衛を三浦亀吉方に行かせたのは、面識のなかった富田より身を避ける所を乞われて、「三浦亀吉という人があろう。ここにでも行ってみたらよかろう」と言ったまでである。富田は三浦を訪ねたが断られたということであり、大井にはこれをもって隠匿の事実があったということとはできない。三浦は富田の身元を問うに当たり、大井は「いや私は知らぬ。決して頼む訳ではない」といい、三浦は「然らば断る」といったとの事実は明白であり、大井には富田の犯罪者であることを知ってこれを蔵匿した事実は決してないのである。

第4 受贓の罪について

大井はこれを認めて異議を唱えないが、その情状を開陳して裁判官に酌量を願うのは、弁護人の任務であると信ずる。山本大矢長坂らが陳述したように、

大井は非常手段で得た金であることを知ったのなら、必ずこれを受けないと思ひ、そのことを隠して渡したものである。公正な考えを持つ大井が、何故後になってこれを知って受け取ったと言ったのか、これは実に涙の落ちるのを覚えるものである。大井は平生愛する憂国憂民の志士が、その身を危うしその名誉を棄て生命を賭して来て、国家のために供せんとするのを斥けることはできなかった。何人と雖も少しく志あるものは、決して斥けることを為し得ない。大井には臍物であることを知ってこれを受けた事実は決してないのである。

これに対する検察官堀田正忠の論告は、次のとおりであった。

被告人大井の所為は、暴力をもって事大党を倒し、その妨害となる者は、悉く駆除することであった。これは動かせないことである。

爆発物については、板倉弁護人は、協議はせず推知したものであるというが、爆発物を持って行き朝鮮計画に用いるとの協議は十分あったことである。大井が実行者となれば、用いるとの意思があることは、磯山が若し用いないときは、強いて用いさせると自ら言っているではないか。爆発物は本件計画には誠に必要なものであり、これを用いることは知れ切ったことである。爆発物は本件に欠くべからざるもので、爆発物があつてこそ本件も成立つというべきである。認知と推知とはそれほどの違いはない。朝鮮計画に爆発物を用いる情を知るものとして、公訴権を維持するものである。

大井は、富田勘兵衛について、官の追捕を免れて来たことを知って、三浦亀吉方を教え遣わしたことは明らかである。落合のこと、受臍の点は、大井は細瑾を顧みないものであり、別に論じない。

④ 大阪の免許代言人

この事件は、大阪で裁判が行われたから、被告人らの弁護を引受けたのは、大阪の免許代言人が多かった。彼らはどういう人たちであろうか。三田六太郎の辛口の『大阪組合代言人公評録』と英晴次郎の甘口の『代言人評判記』によれば、次のとおりである。

【菊池侃二】

菊池は、石川県の士族の出で、明治7(1874)年6月、島本仲道・北田正堇・寺村富栄らが、大阪に開設した法律研究所「北洲舎」で学んだ免許代言人である。大阪の自由民権運動の中心的人物の一人でもある。代言業務に従事し、対審上着実正当の弁論多く民刑の勝訴率は高く、その恩に感じる依頼人は少なくない。彼の穏やかで謙譲な人柄は、好評判を呼んだ。文章は余り得意ではないが、大阪に彼ほど諸能を兼備する免許代言人はいない。彼の薫陶を受けた門下書生も既に代言人として活躍している。あら捜しに抜け目のない公評者も、彼についてはよほど感じ入っているのである⁵⁶⁾。彼はのち衆議院議員として3期務めた。

菊池は、北村左吉(大阪組合)とともに、稲垣示・稲垣良之助・井山惟誠・川村潔・魚住滄・重松覚平・金武央・野崎栄太郎・寺嶋松右衛門・南磯一郎・嶋省左右・久保財三郎・釜田喜作を弁護し、また、板倉中(千葉組合)とともに窪田常吉を弁護した。

【渋川忠二郎】

渋川は、鳥根県の士族の生まれで、大阪控訴裁判所の書記をしていたが、明治16(1883)年2月にこれを辞めて大阪法学舎で民法講義を担当し、また、訴訟を鑑定する明法館を設立し世人の便宜を図っていた。明治18(1885)年に代言人の免許を得て代言事務に従事していたところ、大阪事件の弁護を引受けることになったのであった⁵⁷⁾。渋川は、石黒涵一郎(岡山組合)とともに、小林樟雄を弁護した。

【砂川雄峻】

砂川は、兵庫県の士族の出で苦学して東京大学で法律学を学び、法学士代言人として大阪で代言業務に従事した。開業当時は2月・3月経っても依頼人の影もなく、4・5月経っても裁判所の門へ入ることがなかった。彼の出だしは

56) 三田編(1887)20頁以下、英編(1886)5頁以下

57) 英編(1886)15頁、三田編(1887)31頁、潮見編(1972)山中33頁以下

このようであったが、その後運気が開け実務にも熟達し世の喝采を受けて繁盛するようになった。政党運動に熱心で大阪における改進黨屈指の一人であった。彼は盛んに演説を行ったが、余り上手ではなく、ノルマントン号事件に関する演説会を開いたとき、議論が錯雑して分かり難く、柔かな聴衆もさすがに噪ぎ立てたという⁵⁸⁾。彼は乗車乗馬のまま初めて大阪の裁判所に乗り込んだエピソードを残した免許代言人であり、英語に堪能で領事裁判事件もよく扱った。彼は明治時代の免許代言人の活動を知ることができる『法曹紙屑箱』を著した。

砂川は、善積順蔵（大阪組合）・横田彪彦（鹿児島組合）とともに、日下部正一・井村智宗・遠藤福壽・中村楯雄・田崎定四郎・磯山清兵衛を弁護した。

【北村左吉】

北村は、石川県の士族の出で堺組合会長をした後、明治14（1881）年に大阪組合に入った。免許代言人中、石部金吉といわれる堅固無比の人で、頗る厳正に過ぎ組合人に少々道理に違う者があれば、直ちにこれを弾劾し「かような奴原はどしどし追っ払へと云ふが如く権幕を演じ」、人呼んで代言人中の検察官といった⁵⁹⁾。彼はのち衆議院議員となり3期務めた。

北村は、菊池侃二とともに稲垣示・稲垣良之助・井山惟誠・川村潔・魚住滄・重松覚平・金武央・野崎栄太郎・寺嶋松右衛門・南磯一郎・嶋省左右・久保財三郎・釜田喜作を弁護した。

【森作太郎】

森はかつて大阪控訴裁判所の書記をしていたが、これを辞して代言人に転じた。彼は刑法を得意とし大阪法学会で刑法を講義した。渋川の民法・森の刑法といわれた。明治17年に代言免許料を納めるのを失念して代言業務ができなくなったが、翌春代言人試験を受けて合格し名実ともに代言人としての実力を

58) 三田編（1887）17頁以下、英編（1886）12頁以下、免許代言人砂川雄峻については、松山大学論集第21巻第2号（2009）拙稿248頁で触れている。

59) 三田編（1887）22頁以下、英編（1886）10頁以下

示した。彼は温厚篤実で多くの人に信頼された。辛口の評者も彼は滋賀県の士族の出で、この人を出したのは中江藤樹の遺徳が脈々と受継がれているからで、「議論精確名望偉烈」の八字は、彼に贈られる勲章であると評した⁶⁰⁾ 彼は代言人組合の会長を務めた。森は、橋本政次郎・久野初太郎・武藤角之助・小久保喜七・落合寅市・小松大を弁護した。

【尾形兵太郎】

尾形は研究熱心な勉強家で、余暇は必ず法律書を繙き、机に凭れて暁鳥の囀りに驚くこともしばしばであった。裁判所に提出する書面は、十分な事実の主張と法律論を展開し訴訟に巧みで勝訴することが多く、世間は彼を評して勝利代言といった⁶¹⁾ 尾形は、森作太郎・澤田正泰（岡山組合）とともに、景山英を弁護した。彼はのち衆議院議員となり3期務めた。

【善積順藏】

善積は、播州姫路の士族の生まれで、キリスト教に熱心であり、そのため世の人は彼を信頼するようになった。演説が巧みで蓄財にも熱心なことは、遠く常人の及ぶところではなかった。彼の弁舌は爽やかであるが、余りに長くなりその主意が分からなくなることがあったけれども、一向に気にすることなく、法廷における国事犯の弁論も、事実弁論の最中にいきなり法律適用論を担ぎ出し、藪から棒に滅多撃ちをして平気なところがあった⁶²⁾ 善積は、砂川雄峻・横田彪彦（鹿児島組合）とともに、日下部正一・井村智宗・遠藤福壽・中村楯雄・田崎定四郎・磯山清兵衛を弁護した。

【寺田寛】

寺田は、高知県の士族の生まれで、質素儉約実直を旨とした。大阪事件の弁護人は、盛装して車行したが、彼は一人平服を着用し歩いて裁判所に出頭した。大阪事件の被告人山本憲の家族のために、新聞に載せて義捐金を募り、ま

60) 三田編（1887）29頁、英編（1886）14頁

61) 英編（1886）8頁

62) 三田編（1887）7頁以下、英編（1886）11頁以下

た、志士のために尽くした⁶³⁾ 寺田は、山本のほか、波越四郎・藤井繁治・内藤六四郎・氏家直國・山本鹿造を弁護した。

【竹中鶴二郎】

竹中は、東京専修学校の卒業生で、大阪代言人組合に入り、代言業務に従事した。彼の訴訟事務は、丁寧で卓見があり評判が良く、若手の免許代言人でありながら、大阪事件の淵岡駒吉・安東久次郎の弁護人となって活躍した⁶⁴⁾

【吉田恒吉】

吉田は、明治法律学校を卒業し、若くして免許代言人となり大阪代言人組合に所属した。花街遊びの拳句、色即是空の理を悟り、代言業務に専念し少年才子の評判を得た。大阪事件の山川市郎・天野政立の弁護人を引受けるに至った⁶⁵⁾

被告人らは、いずれも法廷で正々堂々と自分の経験したことを主張し滔々と意見を述べた。弁護人らは、事実の真相を明らかにするために事実弁論を行い、検察官はこれを論駁した。

法律論については、外患罪に関しフランス刑法・ボアソナード刑法草案の註釈やフランスの法学者の学説を援用するなど論戦を繰り広げ、爆発物取締罰則の各条文の解釈を巡り驚くほど高度の法律論を展開し、双方とも一歩も引かぬ法廷は緊張感に満ちていた。

熱血民権家氏家は、検察官の被告人質問に憤り大喝一声「それや一体どういう訳で左様な馬鹿なことを云うか」と叫び、被告人武藤は検察官に対し「あの顔を見よ芸娼妓が客に媚るような面を為し居るは可笑し」と罵った。被告人らの不満は、弁護人や裁判官にも向けられた。被告人新井は、日下部の弁護人横田彪彦の弁論は、自由党全体を讒毀したものであると頻りに弁駁し、これに対し横田が弁明しようとして検察官と弁護人菊池が中に割って入る有様で、被告

63) 三田編 (1887) 42 頁以下

64) 英編 (1886) 17 頁

65) 三田編 (1887) 9 頁以下

人稲垣・魚住・久野らは、裁判官に対し、現時、日本の司法権は常々行政権の掣肘を受けその独立を今日期待することができない。本件もまた到底公明な裁判を望むことができない。被告及び弁護人が炎天玉の汗を流して論じても、法廷はただ形ばかりするだけで水泡に属する。このような無益な弁論は、徒に時日を費やすだけに過ぎずやめるべきだ。検察官は、被告人に不利益な調書のみを出し、問答の調書は悉く棄て、不都合不公平の論告をし、社会の原告官の本分を欠いていると激しく批判した。これらのことで法廷は紛糾し、裁判官はしばしば中止休憩を宣するほどであった。こうした激しいやりとりが繰り返され、大阪重罪裁判所の公判が終結したのは、明治20(1887)年9月20日であった。

⑤ 判決の言渡し

大阪重罪裁判所は、結審してから僅か4日目の9月24日に判決を言渡した。

大井については、外患予備・犯人隠避・受贓の事実があったと認定し、一番重い外患予備罪で処断するものとし、爆発物使用の共謀と犯人蔵匿については、証拠不十分で無罪とした。すなわち、外患罪はその予備に止まるので、有期流刑より2等を減じ軽禁獄、犯人隠避罪は軽禁錮2月罰金10円、受贓の罪は重禁錮6月罰金10円監視6月であるが、数罪俱発に係るので、刑法第100条（「重罪軽罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に発したる時は、一つの重きに從て処断す。」）に照し、重い外患罪にしたがい軽禁獄6年を言渡した。

磯山清兵衛・小林樟雄についても、外患罪はその予備に止まるので、有期流刑より2等を減じ軽禁獄とし、磯山の火薬私有の罪は罰金20円であり数罪俱発に係るので、刑法第100条に照し一つの重い外患罪にしたがい軽禁獄6年、小林についても外患予備罪で軽禁獄6年を言渡した。また、磯山の強盗・氏名詐称受鑑札教唆の件は、証拠不十分で無罪とし、爆発物取締罰則違反の件は、開戦の際使用する目的に出たもので、該罰則を適用する限りでなく無罪とした。小林の爆発物使用の共謀・爆発物買入の紹介は証拠不十分で無罪とした。

判決の結果は、次のとおりである。

(外患罪)

大井憲太郎・磯山清兵衛・小林樟雄……軽禁獄6年

新井省吾・稲垣示……軽禁獄5年監視2年

田代季吉・魚住滄・井山惟誠・久野初太郎・橋本政次郎・窪田常吉・川村
潔・赤羽根利助・武藤角之助・稲垣良之助・田崎定四郎・玉水常治(欠席)
……軽禁錮2年監視1年

石塚重平・館野芳之助・景山英・天野政立……軽禁錮1年6月監視10月

山本憲・波越四郎・村野常右衛門・飯田喜太郎・安東久次郎……軽禁錮1
年監視10月

(強盜罪)

長坂喜作……有期徒刑12年

山本與七……軽懲役8年

菊田彖三郎……軽懲役7年

大矢正夫・佐伯十三郎・難波春吉……軽懲役6年

(制縛罪)

内藤六四郎・氏家直國・山本鹿造・加納卯平(欠席)・吉村大次郎(欠席)
……重禁錮2年罰金30円

落合寅市……秩父騒動で明治19年3月17日重懲役10年の処分を受けた
ので、余罪は軽く罪を論じない。

次の5名は茨城県の強盜に関するものである。

山中三次郎……有期徒刑12年

諏訪次郎吉……重懲役10年

諏訪庄太郎……重懲役9年

渡邊得次郎・斎藤兵蔵……重懲役5年監視1年

山際七司・久保財三郎・小松大・日下部正一・小久保喜七・寺島松右衛
門・中村楯雄・重松覚平・南磯一郎・野崎栄太郎・釜田喜作・島省左右・

金武央・藤井繁治・山川市郎・淵岡駒吉・窪田糸・霧島幸次郎・井村智宗・遠藤福寿の20名は、無罪放免となった。

以上が被告人らに言渡された刑罰である。旧刑法の刑罰は、種類が多く複雑である。

重罪の主刑は、死刑・無期徒刑・有期徒刑・無期流刑・有期流刑・重懲役・軽懲役・重禁獄・軽禁獄の9種類があり(第7條)、軽罪の主刑は、重禁錮・軽禁錮・罰金の3種類である(第8條)。重罪の死刑・流刑・禁獄は、国事犯に用いられる刑罰である(第68條)。

重 罪	死 刑			官吏臨検し獄内において絞首
	徒 刑	無期徒刑	無 期	無期・有期を分かつ島地に發遣し、定役に服す
		有期徒刑	12年以上15年以下	
	流 刑	無期流刑	無 期	無期・有期を分かつ島地の獄に幽閉し、定役には服さない
		有期流刑	12年以上15年以下	
	懲 役	重 懲 役	9年以上11年以下	内地の懲役場に入れ、定役に服す
		軽 懲 役	6年以上8年以下	
	禁 獄	重 禁 獄	9年以上11年以下	内地の獄に入れ、定役には服さない
		軽 禁 獄	6年以上8年以下	
	軽 罪	禁 錮	重 禁 錮	11日以上5年以下
軽 禁 錮			定役に服さない	
罰 金			2円以上無制限	納完しないとき軽禁錮に換える

徒刑・流刑に島地とあるのは、北海道のことである。

大阪事件の被告人らに言渡された刑罰は上記刑罰のうち、有期徒刑・重懲役・軽懲役・軽禁獄・重禁錮・軽禁錮・罰金であった。

3 司法権独立の動き

被告人の数が多いのにも、結審してからわずか数日後に判決を言い渡した。なぜこのように短期間に判決をしたのであろうか。しかも、言い渡された刑は、比較的軽いのである。

これは大阪重罪裁判所が、意図的に政府の干渉を避け、裁判所の独立を図ろうとする動きによるものであった。陪席判事の一人矢野茂の回顧談が、そのことを明らかにしている。

自由党に対する当時の政府の弾圧振りは、峻厳酷烈全く無理非道の限りを尽くしたのであって、自由党員の犯した行為に対しては、事実の何たるを問わず、政府の内命で厳罰に処するという風であった。それで大阪事件の公判の審理も明治廿年九月廿日を以て結了するに至ったが、其判決書を作成するに当たっての裁判官の苦勞は、一方ならぬものがあった。即ち政府の烈しき干渉を避け、司法権の厳正なる独立を維持するために一切の面会を斥け、密かに裁判所の応接室に寝具を持ち込んで籠城の覚悟を極め、昼夜詰切りで碌々寝る暇もなく大急ぎで作成した始末であった。何にしる此れだけの大事件の判決が、二日や三日で出来る筈はないのであるが、唯々政府から無体な干渉を受けぬ内にと云うので、外患罪を中心として取急ぎ廿四日の宣告日に間に合わせたのである。従て、不備の点もあったかも知れぬが出来る限り寛大の処置を執ったのである。又控訴院長の承認を経るに就ての不安と苦心があったが、幸ひ反対を受けず、所信通りに解決する事が出来たのである⁶⁶⁾

(適宜句読点を入れた。)

公判で審理に当たった3人の裁判官が、自分たちの判断で、政府からの干渉を避けるため判決書きを急ぎ、控訴院長児島惟謙に承認を求めた。院長はこれを承認した。3人の裁判官は、政府からの干渉を避け、あくまで裁判所の判断で判決しようとした。院長は監督責任を負う立場にあるが、これを強く支持したのである。

政府から司法権の独立が図られたのは、天津事件のときからであるといわれるが、これに先立つ大阪事件のときに、既に司法権の独立の動きが明確に出ていたのである。大阪事件の控訴院長は、児島惟謙であり、天津事件の大審院長も児島惟謙であったことが注目される。

上記判決を言渡された被告人のうち、大井・小林・新井・館野の4名は、擬律錯誤を理由に大審院に上告した。

上告審の免許代理人は、大井につき板倉中・野出鋤三郎・関幸太郎（のち中

66) 手塚(中)(1982)138頁, 我妻ほか(1969)101頁

島又五郎と交代)であり、新井・小林・館野につき大谷木備一郎・大岡育造・小川三千三であった。

大審院の裁判官は、大審院刑事第一局長西岡諭明・大審院評定官昌谷千里・同山根秀介・同河口定義・同代理控訴院評定官中定勝であり、立会検事川目亮一であった。

大審院は、明治21(1888)年4月10日、爆発物取締罰則を適用すべきであるとして原判決を破棄し、事件を名古屋重罪裁判所に移送した。上告人らは、大阪の監獄より名古屋の監獄に送られた。

名古屋重罪裁判所の裁判官は、裁判長評定官中田憲信・陪席評定官山田愨・同評定官由比武三郎で、立会検察官は岡田豊であった。

弁護人は大井につき免許代言人の関幸太郎・美濃部貞亮・後藤文一郎の3人、小林につき吉村明道・宮田仁造・福岡精一の3人、新井につき国島博・川出惟允の2人であり、館野につき小塩美之・伊藤旭の2人であった。傍聴人は多数詰めかけ150名を数えた。

名古屋重罪裁判所は、同年7月14日、爆発物取締規則を優先適用し、大井・小林・新井について、第一審より重い重懲役9年、館野については第一審とほぼ同様の軽禁錮1年6月の判決を言渡した⁶⁷⁾。館野はこの判決に服したが、大井・小林・新井はこれを不服として再び大審院に再上告した。

再上告の免許代言人は、大井につき野出鋤三郎・関幸太郎で、小林につき松尾清次郎、新井につき河村秀俊であった。大審院は、明治21(1888)年12月28日、上告棄却の判決を言渡した。

大井・小林・新井は、治罪法第436條に基づき、更に大審院に哀訴した。哀訴という言葉は、大審院に哀れみを乞い情けにすぎるといふ響きがあり奇異に感じる。当時の官尊民卑の時代風潮を反映した表現である。

治罪法は、哀訴の要件として次の事由を定めている。

67) 松尾章・貞子編(下)(1985)297頁以下に大審院の破棄判決、310頁以下に名古屋重罪裁判所の判決が掲載されている。

治罪法第四百三十六條

左の場合に於ては、大審院の裁判言渡に対し、検事長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得。

- 一 大審院に於て前数條に定めたる式を履行せざる時
- 二 訴訟關係人より申立たる条件に付き判決を為さざる時
- 三 同一の裁判言渡に付き二箇の条件齟齬したる時

大井ほか2名の哀訴も結局棄却され、こうして1年7か月に及ぶ大阪事件の裁判は終了した。

大井らは名古屋監獄に入ったが、明治22(1889)年2月11日、明治憲法発布による大赦により出獄することができた。大阪の梅田停車場に降り立った大井・小林・新井は、多数の人々の「大井万歳」・「出獄者万歳」の歓呼の声に迎えられた。大井・小林・新井は、いずれものち衆議院議員となり、国会で活躍することになった。

4 モリソン商会・馬場大石事件

渡米計画をしていた馬場辰猪・大石正巳は、明治18(1885)年11月16日、準備のために横浜に行った。そのとき山手居留地のモリソン商会に立ち寄り、爆発物の買入れ手続などを聞いた。単なるひやかしであったが、尾行していた刑事がこれを警視庁に通報し、同月21日、両名は爆発物取締罰則違反容疑で逮捕され裁判にかけられた。政府は爆発物に関し神経を尖らせており、大井憲太郎らの大阪事件との関係を疑ったものであった⁶⁸⁾

この事件は、明治19(1886)年5月から6月にかけて4回にわたり、東京軽罪裁判所で審理が行われた。裁判長は葛葉正道、検察官は川淵竜起検事補、

68) 潮見編(1972)91頁以下

弁護人は免許代言人の増島六一郎で、高橋一勝・岡山兼吉・渋谷慥爾・佐伯剛平らが応援した。弁護人は、モリソンを証人として呼ぶべきことを主張したが、葛葉裁判長は、モリソンはイギリス人であり治外法権下にあるから法廷に呼び出すことはできず聞届け難しと言った。増島はイギリスの法令「日本支那閣令」を探し出し、「イギリス人が出廷を拒むときは1月以下の禁錮または500円以下の罰金に処す」とあるのを根拠に、出廷を要求できることを示した。裁判長はこれを容れてモリソンを証人として呼び出した。モリソンは、馬場・大石はダイナマイトのことについて種々質問はしたが、買入れの注文をしたことはなかったと証言した。これが決め手となって、馬場・大石は無罪となった。大阪事件の余波で、このような裁判も行われ、ここでも免許代言人らが活躍し無罪を勝ち取ったのである。

結 び

藩閥政府は、伊藤博文らが明治16年に欧州の憲法調査から帰国して以降、憲法制定に向けて動きを進めたが、民権勢力は後藤象二郎を担いで大同団結運動・三大事件建白運動を行い東京に集結した。政府は保安条例を制定して免許代言人・民権家らを東京から追放したが、彼らは帝国議会に衆議院議員として登場し政府と対決することになる。また、明治23年と25年に国論を二分する激しい「法典論争」が起き、免許代言人はこれをリードする役割をした。次回はこちらの重要問題を取り上げ検討したい。

参 考 文 献

- 浅見好夫『秩父事件史』言叢社（1990）
朝日新聞東京裁判記者団『東京裁判（下）』朝日新聞社（1995）
足立重吉『代言人評判記』秩山堂（1883）、日本法曹界人物事典（代言人時代）ゆまに書房（1996）
板垣退助（監修）遠山茂樹 佐藤誠朗校訂『自由党下』岩波文庫（1958）
井上幸治『完本秩父事件』藤原書店（1994）

- 日下南山子（編）『日本弁護士高評傳』誠協堂（1891），日本法曹界人物事典（代言人時代）
ゆまに書房（1996）
- 佐々木克「日本近代の出発」『日本の歴史⑰』集英社（1992）
- 潮見俊隆（編）『日本の弁護士』日本評論社（1972）
- 関戸覚藏『東陞民権史』養勇館（1903）
- 田岡嶺雲『明治叛臣傳』日高有倫堂（1909）
- 手塚豊『自由民権裁判の研究（上）（中）』慶応通信（1982）
- 手塚豊（編著）『近代日本史の新研究Ⅱ』北樹出版（1983）
- 中村菊男『星亨』吉川弘文館（1963）
- 新潟弁護士会『新潟弁護士会史』（1940）
- 野沢雞一『星亨とその時代Ⅰ』平凡社（1984）
- 長谷川昇『博徒と自由民権』中央公論社（1977）
- 英晴次郎（編輯）『代言人評判記』出版英晴次郎（1886），日本法曹界人物事典（代言人時代）
ゆまに書房（1996）
- 春田国雄『裁かれる日々－秩父事件と明治の裁判』日本評論社（1985）
- 原口令成（編纂）『高名代言人列傳』出版原口令成（1886），日本法曹界人物事典（代言人時代）
ゆまに書房（1996）
- 松尾章・松尾貞子（編）『大阪事件関係史料上巻・下巻』日本経済評論社（1985）
- 町田岩次郎（編輯）『東京代言人列傳』漸進堂（1881），日本法曹界人物事典（代言人時代）
ゆまに書房（1996）
- 三田六太郎（編著）『大阪組合代言人公評録』探究堂（1887），日本法曹界人物事典（代言人時代）
ゆまに書房（1996）
- 我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光（編）『日本政治裁判史録明治・後』第一法規（1969）